

法務委員会議録第三十一号

昭和二十七年四月十二日(土曜日)

午前十一時四十五分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 中村 又一君

理事 田方 廣文君

角田 幸吉君 鍛冶 良作君

松本 弘君 眞鍋 勝君

大西 正男君 加藤 充君

田中 堯平君 猪俣 浩三君

佐竹 晴記君

出席政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君

刑政長官 清原 邦一君

法務府事務官 (矯正保護局長) 古橋浦四郎君

検事(民事局長) 村上 朝一君

中央更生保護委員 齋藤 三郎君

員外出席者

總理府事務官(特別調達府事務官) 曾田 忠君

外務事務官(條約局第三課長) 重光 晶君

專門員 村 敦三君

專門員 小本 貞一君

本日の会議に付した事件

平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案(内閣提出第一一九号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う民事特別法案(内閣提出第一四〇号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定に伴う民事特別法案を議題といたしまして質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから順次これを許します。なお本日は法務府関係の政府委員以外に、外務省並びに特別調達府の当局者も見えておりますから、念のために申し上げておきます。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 昨日私第一條の損害を日本国政府が負担する、この負担関係につきまして、どういふような形において負担をきめるかの交渉が行われておるか、また交渉が終つておるとすれば、どういふような負担関係になつておるかというのを尋ねたい。法務府の方で留保されておるに至つております。つきましては、この管轄はやはり特別調達府の関係になると思ひますので、その点を特別調達府にお答えをお願いいたします。第一條に基きまして、違法行為によつて発生した損害を国が負担する場合、その負担分につきましては、アメリカと日本国の間において話し合つてきめる、こういうことになつております。現在この話し合いはいかような段階に達しておりましたか、まずそれから伺ひたいします。

○曾田説明員 ただいまの御質問に對しまして御答弁申し上げます。日米の負担の割合につきましては、合同委員会、その以前にできております予備作業班において、決定されるべき問題で

ありまして、現在のところその結論は、まだ出ていないように聞いております。○田嶋(好)委員 政府としては、どういふ方針でお進みになるおつもりでございますか。これは北大西洋條約におきましては、たしか七五%対二五%だつたか、六五%対三五%だつたか、ちよつとそこを記憶いたしておりませんが、そういう比率になつておつたと思ひますが、どういふような方針で、日本政府としては進むおつもりですか。

○曾田説明員 政府の方針という問題の御質問であります。この点につきましましては、まだ具体的に決定するまでに至つていない状況であります。○田嶋(好)委員 調達府の政府委員でございしますが、これはちよつと今の政府委員にお聞きするのは御無理だと思ひますから、いづれ機会があつたら、次の機会に質問させていただきます。

それでは次に移りまして、昨日お尋ねをいたしておきました第二條のアメリカの所有の場合、日本の所有の場合、おのゝ／＼起ることでございまして、私が、私たちが一番心配しますのは、この双方、アメリカと日本において均等して経費を負担して行く、その経費がどういふように支出され、その経費によつて建てられたものを、どちらが所有するか、これは一応問題になると思ひますので、この点をお尋ねいたしておきました。きようお答えが願ひ

ますならば、その点についてお答えを願ひたいと思ひます。私たちの承るところによりますと、また法規の関係から申しますと、双方出資いたしました六百五十億、日本の負担六百五十億、アメリカの負担六百五十億といたしまして、その負担金は、わずかなものを残して、アメリカが全部アメリカ軍の経理においてこれを処理する、こういうようなことになると思ひます。その場合経理がアメリカに属するといひますれば、合同委員会その他によつて話し合いが進みまして、その経費の支出がアメリカである以上、所有は全部アメリカに属するのじやないかというやうな懸念もある、その点きようお答えが願ひますればお答え願ひます。

○曾田説明員 防衛支出金の問題であります。これは御存じのように、従前は終戦処理費事業といたしまして計上されておつたものであります。この終戦処理費事業につきましては、特別調達府の支出といたしまして、予算に計上されております。しかしながら防衛支出金につきましては、予算面上特別調達府の予算ではなくて、大蔵省所管に計上されております。従ひまして調達府といたしましては、防衛支出金の状況につきましては、御答弁いたしかねる状況であります。

○田嶋(好)委員 わかりました。それはその点をお聞きするのは無理だと思ひますから、現在まで終戦処理費によつて買われ、終戦処理費によつて建てられておりました建物、こうしたものは所有権はどちらに属しておるのでございませうか。

○曾田説明員 国有財産となつております。

○田嶋(好)委員 わかりました。それから第二條に「管理する土地」という記載がございます。今まで占有以外に、管理する土地といふものが、要するに日本占領軍において管理する土地があつたでございませうか、あつたといひますと、どういふものが管理する土地になつておつたのでありませうか、これをひとつ調達府から……。

○曾田説明員 この法文の字句でありますけれども「占有し、所有し、又は管理する」ということと管理するといふことは、その嚴格に區別できないのじやないかと思つております。占有と申しますと、いわゆる飛行場の土地とかそういう方面にたくさんございます。

○田嶋(好)委員 そうすると現在までは、これは占領軍隊が土地、工作物等を使う場合には、占有と管理だけで所はなかつた、こういうふうにとつていいのでございませうか。所有物もございしたでございませうか。動産以外ですね、動産はもちろん所有物でございませうが、動産以外で日本国内において使用しておつたものは、すべて占有と管理で、所有はなかつた……。

○曾田説明員 軍の施設につきましては、終戦処理費支弁でまかなつておるものもありませんけれども、軍自体

におきまして、いわゆる特需によりまして、ドルによつて直接建造しておる建物もあります。そういうものはアメリカ合衆国所有となります。

○田嶋(好)委員　ドルによつて建設した建物というものはどんなものがございましょうか。具体的に一つでよろしゅうございますが……。

○雪田説明員 飛行場の一部の施設につきましては、そういうものがあります。

○田嶋(好)委員 それでは調達庁に対する質問はこれで終わります。

続いて外務省関係についてお尋ねをいたします。現在の法案の審議にあたりまして一番委員会におきまして問題になつておりますのは、朝鮮動乱が引き続き行われて片づかない。また日本とアメリカその他の連合国との間に講和條約が締結いたしましたとしても、朝鮮動乱の現状というものは早急にかわるといふ形跡が見られない、こういうよ

な状態が続くのではないか、こういうような見通しがつくのであります。ついでに、この安全保障條約に基きますところの行政協定に伴ひまして、日本に合衆國軍隊がとどまることになつるのであります、現在のアメリカ上陸軍が即國連軍になつておりますと同様に、合衆國軍隊が日本にとどまつた場合、朝鮮動亂が現状のままにおひて行くといはしますれば、國連軍といふかしましてこれに活動する場合は予想される。この場合にこの民事特別法が國連軍に対してどういふような働きをするのか、これが一つの疑点になつてゐるのであります。従ひまして昨日からいろいろ委員會でこの問答がとりかへされておるのでありますが、結果的に

申しまして、結局私が今申し上げましたように、合衆国軍隊が日本にとどまつておつて、朝鮮動乱が続く限り、合衆国の軍隊は朝鮮動乱に出動する、こ

の場合は国連軍と見らるべきではないかというようなことになったと思ひます。してみますと、この国連軍が、違法という言葉がございますので、非常

が、国連軍が違法を働いた場合、この場合にどのような民事的な取扱いがなされるのか、主としてこれについて述べておきたい。

て当然これは考えておかなければならぬ問題であります。政府は国庫當局

との間に折衝を続けているのか、いるのかとすればその状態、また続けてないといいたしますれば、続けて行こうとする意思があるのか、これらの点を承りなさい」というのが本日特に外務省からの説明員の出席を求めたことになつておるのであります。どうかこの点についてお答えを願いたい。

○重光説明員　ただいまお尋ねの点は、行政協定及びこの法案と国連軍の行動との関係ということになると思いますが、まず順序として逆になるかもしませんが、お尋ねの一番最後の点、すなわち国連当局と日本における国連軍の行動に関する協定をやる意思があるのか、あるいはどういうふうに進行しておるのか、この点についてまずお答え申し上げます。この点はもちろん国連当局と一定の協定を結びまして、国連軍が日本で行う行動に関する問題を規定いたしたい、こういうふうな考えております。その段階ということになりますと、実はこの程度まで發展しておるところまで行つていないわけがあります。すなわち元来国

連軍が日本に来て、日本でいろいろな行動をするということでありまするから、交渉の都合上どうしても国連側からこういふようなことだという案をい

かたいて、それをこせめて日本郵船として検討いたす、こういう順序になるわけですが、そういう順序で交渉をしようという話についてはおりま

ういふ内容のといふ案はまだ出て来て
ない状態でございます。でありますか
ら、進行しておると申し上げることと

できないような状態でございまして、ただ協定を結ぶことにきまつておる、

それから前の方の御質問の、アメリカ軍が日本に駐屯、たし、将来も駐屯軍としてとどまるわけでございますが、アメリカ軍には国連軍としての資格と、それからアメリカ軍としての資格と、両方あるというお話でございます。

が、論理的にはまことにその通りでございます。従つて国連軍当局との協定によつて、新たなアメリカ軍について、全然行政協定とは関係のない別個のものも全然が設けられれば、アメリカ軍についても行政協定によるのではなくして、新しい国連との協定によつて規定されるというようになりますが、今のところは、すなわち調和発効後、近く協定がいつできるかという問題につきましては、今申し上げましたように相ままだ最初の案もいただいておりませんから、その間に調和発効と国連との協定の妥結までギャップができるだろうということは、当然と考えております。そういう点につきましては、行政

協定に「米安全保障條約の互換性」の
の協定でございまして、安全保障條約
の第一條をごらんになりますとわかる
のでございますが、この一條に「メー
ル軍が日本に駐留する目的が規定して

あるのでございます。それをそのまま読みますと、「この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄與し、

る敦睦又は干渉によつて引き起されたる日本国における大規模の内乱及び騒動、

の要請に応じて與えられる援助を含め

国の安全に寄與するために。すなわち、
簡単に申しますと、極東における国際
安全の維持に寄與することと、それ
ら日本国の内外の安全に寄與するな
め、この二つの目的があるわけでご
います。でありますから、国連との協
定の成立する前に、もしお話のよう
なアメリカ軍の行動について、これは

鮮で行つてゐる國連の行動であるかどう
うかという問題が起る場合がもしあり
ましたとしたならば、國連としてのア
メリカ軍の行動が極東における国際平
和の安全に寄與してゐる軍隊であるか
どうか——これは実質でございます。
ですから國連軍ではないということに
なるわけでございますが、実質的には
この規定から考えまして処理して行け
るのではないか、こういうふうに考え
ております。

○田島(好)委員 一応わかりました。
結局現在のよりな状態をもつていたし
ますれば、米國占領軍即國連軍といふ
ような形になつてゐるのだが、行政協
定締結後は、國連軍は日本にはいない
のであつて、合衆國軍隊がおるのだ、

合、これは安全保障條約に基くところ
の極東の平和を維持するための行動と
見られるのであり、私たちがそういう
ように解釈したいのであります。従い

まして一応これは國連軍と見ないで、
合衆國軍隊として、國連軍の現在とつ
ておる行動でも、この法律によつて根

ように解釈すべきが私たちもやはり至
当だと思ひます。そういうように解釈
して政府は進む御方針でございましよ

るか。またもしそうでなくして、国連軍との間に国連軍としてどうしても認

めなければならぬような問題が起る。これは国連軍は合衆国軍隊だけではございせん。その他の国の軍隊も加わつて国連軍を構成するわけでありますから、その他の軍隊が日本にとどまることは許されない。その他の国の軍隊が日本にとどまるような状況が起れば、国連との間に当然日本はこうしな

日本安全保障條約、それから行政協定と同様な協定が結ばれるものだ、こういふように解してよろしゅうございませぬ。

○重光説明員　ただいまおつしやいました様で、大体その通りであらうと存じております。

○田嶋(好)委員　それでは私は外務当局に對する質問は終ります。

次に法務府當局に對しまして、この第一條の「職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加へた」この「違法」でございますが、昨日のお答へによりまして、戦闘行為の場合は一応私たちが理解いたしました。が演習行動、これは一体「その職務を行うについて日本国内において違法に

他人に損害を加えた——この解釈の場合にどういふようになりましようか、戦闘行為は当然違法にならない、だからこの法分から除外される、こういうお答えでありましたが、演習中の行動、これは一体どういふように解釈しておられるのでございませうか。

○村上(朝)政府委員 この違法という観念は、国家賠償法第一條にいつてあります違法という観念と全然同一であります、演習中の行動によつて損害を與えた場合に、一般的に申しますと、違法性がないという場合が多いかと存しますが、個々の具体的場合に依りまして、あるいは違法性を持つ場合も出て来るかと考えます。

○田嶋(好)委員 そうすると、演習中の行動と戦闘行為はつきりと区別して進まなければならない、こういうことになるわけですね。

○村上(朝)政府委員 さようであります。

○田嶋(好)委員 それでは私の質問はこれで終了します。

○佐瀬委員 田万廣文君。

○田万委員 村上さんにお尋ねいたします。今田嶋君が質問なさつたことに関連してありますが、国の賠償責任を第一條で定めておられるのは、その職務を行うに於いて日本国内において違法に他人に損害を加えたとき」とあるものであります、これは違法でないという場合においては無賠償でよろしいということになるのでございませうか。

○村上(朝)政府委員 昨日も申し上げました通り、この法律案は行政協定の第十八條第三項の裏づけをなす立法措置でありまして、この行政協定第十八條の第三項によりまして「日本国の被用

者の行動から生ずる請求に関する日本国の法令に従つて」とありますので、日本国の被用者の行動から生ずる損害についての日本国の法令、すなわち国家賠償法なり民法の不法行為の規定が、故意、過失、違法性を要件としております場合には、同様この法案におきまして、これを要件とするわけでありま

○田万委員 これを反対の立場から考へて、日本の国民がこれらの施設に対して違法性なくして損害を加えたという場合においては、どうなるのですか。裁判所の問題として、具体的に起きるかも知れないのですが……

○村上(朝)政府委員 その場合は、民法七百九條の適用があるわけでありまして、故意または過失によつて、しかも違法性のある行為によつて、これらの施設に損害を加えたときには、民法による賠償の責任があるわけでありま

○田万委員 戦闘行為が行われた際における損害というものについては、これはまあ別な問題でありまして、けれども、その他の、たとえば今御答弁が

○村上(朝)政府委員 昨日も申し上げました通り、この法律案は行政協定の第十八條第三項の裏づけをなす立法措置でありまして、この行政協定第十八條の第三項によりまして「日本国の被用

る「違法」という文字を残しておらずに、全然つてしまつて、この場合においては国家賠償の責任がある、その場合には責任がないというように、大きな特別なもののだけ、責任のないものだけを責めて、その他の問題については責任があるというふうになされた方が非常にいいというふうには思はないか、こういう点について、この法案を練られた際にいろいろ御研究なさつたことがあるかも知れませんが、もしあつたかといふ結論をひとつ聞かしてもら

○村上(朝)政府委員 第一條、第二條とも、この條文をごらんになつていただきますとおわかりになりますように、いかなる場合に責任を負ふかということは、「国の公務員又は被用者がその職務を行うに於いて違法に他人に損害を加えた場合の例により」というこ

○田万委員 大分はつきりいたしました、たが、なおさらに一点お尋ねいたしましたのは、不法行為の観念については、私どもはいささか心得のあるものでありますけれども、違法なりや違法でないかという点について、この解釈の問題が具体的に起きた際に、非常にむづかしい問題が起きるのではないかと、あ

○村上(朝)政府委員 先ほど申し上げましたように、この法案は行政協定の第十八條第三項を国内的に立法化したわけでありまして、この第三項によりまして、日本国の被用者の行動から生ずる請求は日本国の法令に従ふことになつております。日本国の現在の法令は、不法行為につきましてはすべて違法な

○佐瀬委員 田万委員の質疑の御趣旨は、不法行為に基いた損害賠償はもろん違法を要件とする。しかしなお違法を必要とせずには国家賠償の制度が

別途に考えられるかという趣旨も含んでおるのじやないかと思ふのであります、その点に対する政府委員の説明をこの際一応伝えておいた方がよろしいのではないかと考えます。

○村上(朝)政府委員 先ほど申し上げましたように、この法案は行政協定の第十八條第三項を国内的に立法化したわけでありまして、この第三項によりまして、日本国の被用者の行動から生ずる請求は日本国の法令に従ふことになつております。日本国の現在の法令は、不法行為につきましてはすべて違法な

○田万委員 大分はつきりいたしました、たが、なおさらに一点お尋ねいたしましたのは、不法行為の観念については、私どもはいささか心得のあるものでありますけれども、違法なりや違法でないかという点について、この解釈の問題が具体的に起きた際に、非常にむづかしい問題が起きるのではないかと、あ

○村上(朝)政府委員 先ほど申し上げましたように、この法案は行政協定の第十八條第三項を国内的に立法化したわけでありまして、この第三項によりまして、日本国の被用者の行動から生ずる請求は日本国の法令に従ふことになつております。日本国の現在の法令は、不法行為につきましてはすべて違法な

○佐瀬委員 田万委員の質疑の御趣旨は、不法行為に基いた損害賠償はもろん違法を要件とする。しかしなお違法を必要とせずには国家賠償の制度が

○村上(朝)政府委員 先ほど申し上げましたように、この法案は行政協定の第十八條第三項を国内的に立法化したわけでありまして、この第三項によりまして、日本国の被用者の行動から生ずる請求は日本国の法令に従ふことになつております。日本国の現在の法令は、不法行為につきましてはすべて違法な

○村上(朝)政府委員 具体的な事案にあたりまして、違法性があるかないか判断に苦しむような事例がございまして、これは、現在の民法の不法行為に関する規定あるいは国家賠償法の規定を適用する際におきましても、起る問題であります。この法案における違法性の有無が問題になりました場合も、同様に日本の裁判所が最終的な判断をするわけでありまして、この第一條の国の賠償責任については、日本の裁判所が管轄権を持つておるわけでございます。裁判所におきまして法律問題としてこれを解釈するわけでございます。

○田万委員 合同委員会というものが裏づけで、いろいろ要請があるとかないとかいふような、サセスチョンといひますか、そういうような意見がましいことは述べられる危険性はないのですか。

○村上(朝)政府委員 違法性の有無について合同委員会から勧告を受けるといふような根拠は、この行政協定にはないようであります。

○佐瀬委員 猪俣浩三君。

○猪俣委員 特別調達庁の方にちよつとお伺ひいたします。これはこの法案と関連のないことなるかもしれませうが、今個人の住宅などが接収されまして、それが返されるのが出て来るが、その際に、私の知つておる人の話によると、ほとんど住めないような状態になつておる。床の間ヘンヤワをつけてしまつたような設備になつておる。そういうのは、その改造に要する費用などはどういふことになつておりますか。ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○曾田説明員 接収解除の場合の補償の問題でございますが、これは従前も例がある問題でありますけれども、大体接収当時の価値に比しまして、接収解除当時の価値が減少しておる場合におきましては、その減少しておる分だけの補償をするわけであります。

○猪俣委員 価値は向うの造作によつて全体としては増しておるかもしれぬけれども、日本人と西洋人との生活様式が異なるわけです。床の間にシャワーの設備をした。その方が非常に金がかかつておるのかもしれない。アメリカ人はぜいたくですから、相当価値が上つておるのかもしれないが、日本人の生活様式には適さぬという場合に全体から見ると価値が上つておれば補償せぬということになるのですか。私のお尋ねするのは、要するに民法の原形に復するといふような場合において、その原形に復するために相当の費用がかかるという場合はどういふことになるのか、それをお尋ねしておるのです。

○曾田説明員 損失補償の問題につきましては、ただいまお指摘のありましたように原状回復を認めるか、あるいは価値の増減を比較してその差をとるかという二つの問題があるわけでありまして、接収住宅につきましては、終戦処理費から相当の費用をつぎ込んでおるわけでありまして、従いましてアメリカ式に見れば相当な価値増でありまして、反面日本人としましては価値が増加しておりません。それをすべて昔の状態の通りに回復するといふことは、先ほど申し上げましたように、その以前に相当国費をもつていろいろ工作をやつておりますので、費用

がダブつて来るのではないかといううな観点に立ちまして、今までのやり方は、大体価値の増減を比較してやつておりますけれども、具体的の場合におきまして客観的にその価値の増減を判断するといふ建前でやつております。

○猪俣委員 価値の増減がどうであるとかいふようなことについて争いがあつた場合は、どういふ手続になりますか。

○曾田説明員 政府側におきまして、一応どの程度の価値減があるかということと査定いたしまして、それを所有者に示しまして所有者の承諾を求めるわけでありまして、所有者が不服でありますれば、その補償の問題の解決ができません関係上、その間相当折衝を要するわけでありまして、ただ一方的にこちらから最終的な決定を下すということとはできない状況であります。

○猪俣委員 話し合いがついておる場合は御説明なさらないでもわかるのですが、私の聞くのは話し合いのつかぬ場合、価値が減じておると思う人が、その権利を一体いかなる手続で主張できるのかというところをお尋ねしておるのです。

○曾田説明員 現在までの補償の状況の事例を申し上げますと、大体最終的におきましては、所有者側と了解点に達しまして補償しておるわけでありまして、御質問のごとく、所有者側が絶対に納得できないという場合につきましては、私といたしまして今ここで御答弁申し上げる資料を持ち合せておりません。

○猪俣委員 法務府側にお尋ねいたします。一つは、今のような接収家屋を返還するといふような場合に、それを使用しておつた人が——今審議しておるこの民事特別法第一條の人たちがこの条件に当てはまつた行動をした、その場合家屋が非常に損壊しておるというような場合においては、やはりこの法律が適用になるのですか。それとも別途の問題と相なるのですか。

○村上(朝)政府委員 従来の接収建物原状を回復する場合には、民法の規定によつて原状に回復する義務があるものであります。もし任意に義務を履行せず、また別に話がつかない場合には、裁判所に訴えて原状回復を請求することになるわけでありまして、ただいまお尋ねのこの法案の第一條に該当するような行為があつて、所有者に損害を加えたという場合には、この法律による請求権もあるわけでありまして、両者競合することになる、かようなことになつております。

○猪俣委員 なお確かめておきますが、ただいま特別調達庁の方が答へにならなかつたやうな問題について、法務府の御見解が明らかになつたのですか、そうすると、価値が増したか減つたかということと争いがある場合には、民法の趣旨に基いて、民事訴訟法の手続に従つて裁判所に訴へることである、そういう権利と、それからなおこの民事特別法の第一條に該当することがあるならば、請求権の競合があるといふふうに理解してよろしいかどうか。

○村上(朝)政府委員 大体ただいまおつしやつた通りであります。現在までに建物接収して使用しておりますのは、いわゆるポツダム政令でありますところの土地工作物使用令を発動せずに、民法上の賃貸借の形で特別調達庁が借り受けて使用に供しているといふふうになっております。その場合には、先ほど申し上げましたように民法の賃貸借の規定によりまして、原状回復の請求ができるわけでありまして、將來議和発効後駐留軍としまして、この第一條の適用を受けるやうな行為があらざつた場合には、この法律によつて賠償責任を生ずることはむづろんであります。使用関係の基礎が任意の賃貸借契約であります場合は、先ほど申し上げたのと同様なことになると思ひます。もし特別な法令がござまして、それによりまして行政的な使用権が設定されたといふやうな場合におきましては、その法律の定めるところによるかと考えております。

○猪俣委員 この損害賠償の構成要件としての違法性の問題ですが、これは国家賠償法にそつていふやうになつておるから、行政協定の趣旨に従つて、やはり違法性をこの第一條にうたつてあるんだという御答弁であります。そうすると、その国家賠償法の條件がかわれば、この民事特別法の第一條の違法性もまたかわつてよろしいもんだ、こつて御解釈になりますか。

○村上(朝)政府委員 行政協定の十八條の第三項は、昨日も御質問がありまして、日本国の法令に従つて賠償責任を負ふことになつております。日本国の法令が将来かわりますれば、そのかわつた内容の日本国の法令に従ふといふ建前でありまして、従いまして国家賠償法で現在違法性を要件としておりますのが、将来改正になりまして違法性を要件としないということ

すところの土地工作物使用令を発動せずに、民法上の賃貸借の形で特別調達庁が借り受けて使用に供しているといふふうになっております。その場合には、先ほど申し上げましたように民法の賃貸借の規定によりまして、原状回復の請求ができるわけでありまして、將來議和発効後駐留軍としまして、この第一條の適用を受けるやうな行為があらざつた場合には、この法律によつて賠償責任を生ずることはむづろんであります。使用関係の基礎が任意の賃貸借契約であります場合は、先ほど申し上げたのと同様なことになると思ひます。もし特別な法令がござまして、それによりまして行政的な使用権が設定されたといふやうな場合におきましては、その法律の定めるところによるかと考えております。

○猪俣委員 この損害賠償の構成要件としての違法性の問題ですが、これは国家賠償法にそつていふやうになつておるから、行政協定の趣旨に従つて、やはり違法性をこの第一條にうたつてあるんだという御答弁であります。そうすると、その国家賠償法の條件がかわれば、この民事特別法の第一條の違法性もまたかわつてよろしいもんだ、こつて御解釈になりますか。

○村上(朝)政府委員 行政協定の十八條の第三項は、昨日も御質問がありまして、日本国の法令に従つて賠償責任を負ふことになつております。日本国の法令が将来かわりますれば、そのかわつた内容の日本国の法令に従ふといふ建前でありまして、従いまして国家賠償法で現在違法性を要件としておりますのが、将来改正になりまして違法性を要件としないということ

にもしたつたといひますと、行政協定のほうはそのままいいわけでありまして、この法律案の第一條については修正を必要とすることになるかと思ひます。

○猪俣委員 これは当然のことのようでありまして、念のため確かめておきたいのでありますが、アメリカ合衆国の陸軍、海軍、または空軍、その構成員、または被用者、この側からは違法性がないのだ、正当な行為であるといふことを力説せられる。被害者側からは違法性があるのだといつて争つた場合には、そのアメリカ側の主張と日本側の主張のどちらをとるか日本側の裁判所が自由の裁量に基いて決定してよろしい、こつていふやうに解釈してよろしいかどうか。

○村上(朝)政府委員 その通りであります。

○猪俣委員 よろしゅうございませう。

○鐵治委員 私この間行政協定のときに質問しておいたので、さらに特調の方々に質問したいと思つておりますが、この際関連して行政協定に關して特調と法務府に対してお聞きしてもよろしゅうございませうか。

○佐瀬委員長 よろしゅうございませう。

○鐵治委員 今たれから御質問がありました。現在進駐軍に接収されてゐる、將來合衆国軍に接収されるもの、これらは民有のものであるならば、賃貸借をもつて本則とするといわれるならば、どこまでも現状回復の義務があることが民法の本則からして当然だと思つておりますが、そのときに特調からの答弁では、価値あるものは価値を差引くといふのか。価値も何もないの

は、現状回復するのにはあたりまえである。今言われたような話がつくならばよろしいが、幾ら価値があるかどうか知らぬがこんなものは固いのだ、こちら元通りにしてくれればいいのだ、かような場合には元の通りにする義務があるのに、持調は利益があるからそれを差引いてやるのだという思つておられるのか、これをもう少し明確にしてみたい。

○曾田説明員 たいだいまの価値の増減の判断であります、一般的に考えましても、たとえば日本の床の間に洋式の便所をつくつたという事は、常識的に見てもこれは価値等はないと思ひますが、この価値増減の問題は客観的に解釈しつづけるのであります。

○鐵治委員 もし特調でいけなければ法務府で答えていただきたい。私の言ふのは違ひ、価値も何もない、現状に回復することが本則だ。価値も何もない、そちらで価値あるというてもこちらではそう思はない。それはもつともだから元の通りにもどしてやると解釈していいのか。これは重大なことである。

○佐瀬委員長 委員長より申し上げますが、かなり重大な点が含まれていて、思ふのです。もし法理的根拠が民法にいう契約解除によるのか、あるいは行政法上の特殊契約による契約といふことで行くのか、その点をも法理的に村上海府委員より説明願つた方が明快になると思ひます。

○村上海府委員 民有の建物を借り上げます形が賃貸借でありますならば、民法の賃貸借の規定が全面的に適用になるわけです。従ひまして、賃貸借に援用されております民法の五百九

十八條が適用されて、現状に回復して返還することになると思ひますが、民法の賃貸借でない別の形——と申しますのは、将来強制的に土地建物を収用する法令ができたといひまして、その法令の中に特別の規定が置かれな限りは、この民法の原則がやはり適用されるのではないかと思ひます。その特別の法令の内容については、私は存じませんのでお答えいたしません。

○鐵治委員 今出でおります法律との関連から言つて、賃貸借の民法の原則がそのまま適用になるものとしますれば、賃貸物に対する現状の変更は賃貸借契約を逸脱した行為となる。そうすると、今言われるように、床の間に便所をつけたり、せつかくの白木の柱にベンキを塗られたりするがごときは、これは現状変更の大きなものだと思ふが、それは第一條の規定によつて違法の処置として主張できますか、いかがですか。

○村上海府委員 賃貸借契約の場合に、契約当事者以外の者がその目的物に対して変更を加える場合は、賃貸人の同意がない限りは不法行為である。従ひまして、第一條に該当することになると思ひます。

○鐵治委員 これはしばしば起る問題だと思ふから、これだけは明瞭にしておきたい。ところが行政協定の第四條は、合衆国軍隊に対して現状の回復の義務を負わさぬと書いてある。これは賃貸借の原則とつばら反したものである。この点に対してこの間ずいぶん議論をしたのでありますが、これは合衆国軍隊と日本国政府との間にこういふ特例を設けたのであつて、これに對して日本国政府は現状回復をする義務を

負うという返答のようでありました。が、この点は間違ひございませんか。

○村上海府委員 先ほどお答え申し上げましたのは、日本国政府が所有者との間に賃貸借契約を結んで駐留軍の用に供した場合であります。なお先ほど私が申し上げました点は不十分の点があつたのでございまして、第一條の適用があると思ひましたが、第一條の適用があつたかもしません。(民法の適用なんかありません。無責任きわまりなく)と呼ぶ者あり。公務の執行と關係がないことであつて第一條の適用がなければ第一條の適用がある。こういうふうに御訂正願ひます。

○鐵治委員 当然のようですが、もう一ぺん念を押しておきます。簡単に言へば日本国政府が、今のところ申しますと特調が、日本人から借りて合衆国軍隊に使用させます。その使用したるときに、先ほど言つたように、床の間に便所をつけたり、白木の柱にベンキを塗られたりすれば、この規定以外で賠償を請求できるのですか。できると思へば、どういふ手続をして、だれを相手にしてやるべきものであるか。これをひとつ明確にしたいだきたい。

○村上海府委員 日本国政府が建物を借り受けて駐留軍の用に供した場合に、日本国政府が賃借人として損害賠償の責任を負うのであります。

○鐵治委員 行政協定第四條第一項、これは民間のものを使用する場合も入ると思ひますが、かような場合には、これは直接でなくて、日本国政府が一旦民間のものを——買ひ取つてしまへば問題はありますが、使用させるときに

に賃貸借をするということになれば、やはり日本国政府が一旦借りて、これを合衆国軍隊に使用させる、こういうことだろうと思ひますが、どういふお考えですか。これは特調の方でもどちらでもつけようです。

○村上海府委員 日本国政府が賃貸借契約によつて借り受けまして、これを合衆国軍隊の用に供した場合におきましては、合衆国と日本国との間は行政協定第四條第一項によつて規定せられるが、日十国政府と賃借人たる建物所有者との關係は、民法の賃貸借によつて規定せられるのであります。

○鐵治委員 これはあなた方もお聞きになつたと思ひますが、この間條約局長に質問したときに、これで見ると現状回復の義務はないことが原則のように見えるから、民法とたいへんな違ひがある。それについてはこれを明確にする方法を何か考へておられるかと言つたら、それはさうに言われるならば何か考へなければならぬということであつたが、さうな疑念を國民に與えないように、きちつとわかるような手続をせられる考へがありますか。またあります。これで見ると現状回復の義務のないことが本則のように見えます。それがために私は現状回復の義務があるだろうといふことを先ほどから言つた。これはさう書いてあるけれども、現状回復の規定はあるのだ、これは民法の規定によつてやる、こう言つてもいいやんと、はなはだ迷ひます。その点はいかがですか。

○曾田説明員 先ほど来問題になつておりますのは、現状回復か、あるいは価値の増減の問題か、この二つにわかれておりますが、価値の増減によつて

補償するという方針は、閣議決定になつておる問題でありまして、過去の問題でありますから、一応特調で決定した問題だけで申し上げます。今後どうなるかという問題であります。事務当局として何か考へられますか。これは、将来強制的に接収するという場合におきましては、当然現状回復の原則があろうと思つております。

○鐵治委員 間接の場合はわかりませんが、直接の場合はどうなるのですか。

○曾田説明員 不動産につきましては、直接調達庁の問題はないと思ひます。

○佐瀬委員長 たいだいまの質疑応答の点はきつめて重大な問題でありますから、なお次会に政府当局者の出席した上で質疑を続行したいと思ひます。他の点について御質疑はございませぬか。

○田万委員 くだいようですが、なおもう一点お尋ねしたいと思ひます。第一條の條文を見ますと、どうも私納得がいかなのです。違法性の問題ですが、なるほど「合衆国の陸軍、海軍又は空軍の構成員又は被用者が、その職務を行つて」といふ條件はつておりますけれども、違法でなければ云々といふようなことではないのであつて、これはその上に違法性という條件が加わらなければいけないということですね。私が思ふのは、行政協定の結果さういふものができて来るのかもしませんが、違法性のある行為をかりにその職務を行つたことの最中において行つたとしても、違法はどこまでも違法だから、向うさんの方で賠償してもらつた方がいいんじゃないですか。違

法性がないときにおいて日本国が初めて国民に対して賠償責任を負つてやつてもいいけれども、違法性が特にある場合において、向うさんが当然負担しなければいけないと思うものを、日本国が賠償しなければならぬというのはどうなんですか。これはくだいようですが、「書いてある」と呼ぶ者あり。

行政協定に書いてあると言ふかもしれないが、それは解釈の仕方だと思ふ。アメリカが権能を振つておるか知らないけれども、向うが二つあるはずがない。向うが間違つた違法性ある行為をやつておらないうちに、貧弱な財政しか持つておらない日本に対して賠償をさすということは絶対にないと思ふ。これは日本政府の腰が弱いと思ふ。とにかく違法性がある場合には、当然向うは賠償しなければならぬ。これに対してあなたは日本人としてどういふ感じを持つておられるか。

○村上(朝)政府委員 行政協定の問題かと思ひますが、被害者の立場からいふと、アメリカ合衆国を相手取つて損害賠償の請求をするという事は、事実上きつめて困難であります。日本政府が賠償をして、アメリカ政府から分担金をとるといふ形になつていふ理由の一つではないかと思ひます。違法性のない行為につきましては、一般の場合に被害者は損害賠償請求権がないのでありますから、この場合に限つて損害賠償の権利を認めるという必要もないと考えております。

○田万委員 今局長の話では、アメリカに対する請求が非常に困難ではないかという御心配のような話ですけれども、それは別個に、また條約なら條約によつて結ばれ得る可能性があると思ひますが、この点法務府の考えはどうですか。

○村上(朝)政府委員 この行政協定十八條ができました理由については、私詳細には存じませんが、かような規定になつておられますことは、被害者にとつて必ずしも不利な規定ではないように考へるのであります。

○田万委員 特別調達庁の方に、二点お尋ねしたいと思ひます。先ほど田島君からちよつと質問があつたように思ひますが、なおはつきりしないのでお尋ねします。米軍の所有する土地といふものが具体的にございますか、あればそれを明示してもらいたい。

○會田説明員 私の知つてゐる範囲ではありません。

○田万委員 将来あり得るという考えですか。

○會田説明員 あり得ないと思ひます。と申しますのは、将来、たとへば日本政府が賃借しておりますものにつきて、特に買収を要する事例が起きて参りますれば、それは日本政府が買収するのであります。当然国有財産になります。従いまして、アメリカ側の所有する土地という問題は起り得ないと思ひます。

○田万委員 第二條をどういふふうに讀んだらよいのですか。「合衆国軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物」といふのが、今お尋ねするところ、米軍の所有する土地は現在ない、将来もないという御意見ですが、そうするとこの「所有し」といふ言葉もいらないわけですか。

○村上(朝)政府委員 これは「土地の工作物その他の物件にかかるとは、米軍の所有する土地」といふのは、米軍管理の工作物によつて起きた損害に対する予算的な措置は、どういふふうになつておりましたか。

○會田説明員 この問題につきましては、大蔵省の方で研究中でありまして、まだ具体的にはつきりしたことは決定していません。あるいは防衛支出金から拂うのではないかと、いろいろな説もあるようではあります。その程度で状況であります。

○田万委員 特別調達庁で取扱つておる施設であつて、その施設からの取壊から損害が発生したというふうな事件が、今までございすか。

○會田説明員 現在までの事故の大きな原因は、交通事故とかあるいは航空機の墜落、そういう事故が多いのであります。工作物の取壊による損害というふうなことはあまりないようであります。

○田万委員 航空機というお話が出ましたが、そういう場合には、具体的に今までどういふふうな取扱いをなさつてゐるか。見舞金といひますか、慰謝料といひますか……。

○會田説明員 これは交通事故その他一般の損害の場合と同じように措置しております。

○田万委員 わかりません。それは具体的にどういふふうな金額でやつてゐるのですか。

○會田説明員 昨年の九月八日に基準が改訂されましたので、その基準に従つて申し上げます。おもな項目だけ申し上げますと、死亡見舞金は五十万円以下になつております。それから住宅見舞金は、損害額四万円までは全額、四万円を越す部分につきましては半額拂うということになつております。

○田万委員 今死亡見舞金は五十万円以下とおつしやつていますね。五十万円以下といつてもピンからキリまであると思ひますが、どういふ死に方をした場合にどれだけ拂つてゐるかといふことを具体的に聞かしてもらいたいと思ひます。

○會田説明員 五十万円の算出基準は、平均賃金の最高を一日五百円と押えまして、一般の労働基準法などは千日分拂うことになつておりますが、千日分としますと、最高五十万円になると思ひます。従いまして平均賃金の千日分といふことではあります。事故の内容によつて異なるという問題はあります。

○加藤(充)委員 所管の大臣が来ないのですから、それに対する質問は留保しました。

○田万委員 一点お尋ねしたいのですが、やはり損害賠償の要件として違法性が問題になつてゐます。それでお尋ねしたいのですが、演習場の設定、これは陸海空軍によつて行われます。特にお尋ねしたいのは、海の上に演習場が設定される場合のことですけれども、そういう場合には幾多の損害が予想されるのであります。借受け——借受けといふか、演習場指定の際にそれらの損害までも実質的に込めた補償額が支拂われるのか、そういう方法で一般的に損害の補償といふことがなされるのか。あるいはまた損害が具体的に発生した適當時期に、発生した分について損害を補償して行くという方法をとられるのか。特調関係の方に聞きたいと思ひます。

○會田説明員 漁業補償の問題です。これはむしろ農林省の所管であります。私、私の知つてゐる範囲を申し上げますと、大体演習期間の間出漁できなかつた額について損害を補償する。今までは大体前年度の魚価を基準にいたしまして、その魚価に対して、平年度の平均魚獲高と、それから演習があらました当該年度の漁獲高、その差額に對して其當りの魚価をかけたものにつきて若干の修正を加えた額を補償してゐるのであります。

○加藤(充)委員 それを支出する法的な根拠といふものはどういふものになりますか。

○會田説明員 これは一昨年でしか、閣議決定で決定しております。

○加藤(充)委員 閣議決定というだけで、そのほかには何ら法的な制度的な裏づけはないのですか。

○會田説明員 従来は閣議決定のみでやつて参つております。

○加藤(充)委員 そうすると、それはいわゆる見舞金というふうな民間俗稱されてゐる性格の金であつて、出さぬといへば出さぬでもよろしいものなのではないか。

○會田説明員 見舞金といひましても一応の基準がありまして、その基準に合致するものは全部出しておるわけでありまして、ものによつて出さぬといふことは今までの間にありません。

○加藤(充)委員 計算の基準があつて、出す気になれば出せるというだけの話であつて、損害を受けたから漁民の方々がそれだけを出さぬといふとき、たとへば裁判所に問題を持ち出すといふふうなときに、その法的な根拠といふものはないでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 きょう角田さん

にもちよつとお答へしたのをおそらくお聞きになつておつたと思いますが、この違法その他云々の條件に當つて、国内法にりつぱに當てはまる場合は、これはあるいは裁判の問題になるかも知れませんが、今お話の場合はおそれなくそれに當らないのがむしろ通常の状態であらうと思ひます。従ひまして、一種の見舞金的の、補償という形で運用されておると思ひます。ただ今後の問題については、きのうもたしかお答へしたと思いますが、農林省あたりで相当真剣に考へておるということを私承知しております。

○加藤(充)委員 占領軍の行為で違法という問題が法的に問題になつた場合に、その賠償の基礎づけになるような根拠はどういうところですか。

○佐藤(達)政府委員 占領軍関係のこととは、ちよつと今の言葉に含まれておるような形になつたかも知れませんが、これも、これは御承知のように特殊の事態でありますから、むしろ一般の問題として考へた場合に、私の今申し上げたことが當てはまるというふうに御了承願ひたいと思ひます。占領軍の場合だけを特に取出して申し上げたものではありません。

○加藤(充)委員 私は、占領軍の漁場における演習地の設定、また設定に伴つた占領軍のいゝな軍事行動に基いた損害の場合についてお尋ねいたしましたのであります。それについてのお答へだから、違法のあつた場合はそれぞれ賠償すべきものだといふ趣旨にお聞きしたのですが、そこに私の質問があつたわけでありまして、その点はいかがですか。

○佐藤(達)政府委員 それでは私の方

が少しこんとんとしたお答へをしたことになりまして。おそらくそうかも知れませんが、今までのお話の行きがかりから見まして、たとへば占領軍の飛行機が落ちた場合のお話がありました。その場合も、今會田君が申しましたように、閣議決定で、見舞金の形、その関係と今の漁業の関係も私は同じりくつだらうと思ひます。ですからむしろ問題は、今後占領軍がなくなつて駐留軍になつたその後の一般的な問題として考へることが実益のあることでもあります。実はそのつもりでお答へしたつもりであつたのですけれども、表現が悪かつたと思ひます。

○加藤(充)委員 閣議決定はあなたにお聞きしてもわからないのかも知れませんが、結局この法案によりまして、軍が演習場を設定し、そこで演習するといふ範圍内においては、これは違法な行為ではないと思ひますが、そういう場合に損害を賠償しなければならぬ実情が出て参る。ぜひ損害を賠償しなければならぬと私は思ひます。そのうちが、そういう場合に違法がなければ、それが飛び出したとか、あるいは区域外にどういふ行動があつたとかいふような問題があつて、初めて損害が発生するといふのであるならば、演習地内において正當な——正當、不正當の區別はわかりませんが、演習をどん／＼やつて出て来る損害は遂に賠償されない。閣議でも占領軍の行為については、違法だとか適法行為だとか判断の余地がなくとも賠償しなければならぬといふことで、見舞金という情ない名目で出しておるのです。これをこの際制度化する場合において、適法な行為においても、あえて

違法がなくても損害がたくさん発生する場合がある。しかも占領軍あるいはこれが駐留軍の継続駐留ということになつて参りますと、全国にはその事例がたくさん続きます。それが除外されることはいへん問題だと思ひます。その点を救済する方法が當然なければならぬと思ひます。しかも、その被害者たるや一日海に出て一日の生活をのりして行く連中なので、これは大きな社会問題であります。これを彈圧するだけでは、とうてい能事足れりとするわけには参らないのであります。その点についてお尋ねするのであります。こゝういふ法律ができて、違法がなければ損害賠償の義務なしということになつて参りますと、そこで見殺しにされる幾多の漁民あるいは演習場のある日本人が損害を受けると思ひます。もつとも地区の中に入つてなくても、それだまが當らなくても、よく乳牛が乳が出ないとか、鶏の産卵の率が落ちるとかいうようなことがいわれておつて、これはあながち共産党のデマ宣伝でもなさそうですから、この点はやはり見舞といふようなものを制度化して續けて行く配慮を持つのかどうか。見舞といふようなもので——私はごまかすというわけじやございせんが、そういうことで糊塗するよりも、むしろそれはさらに進んで無過失損害賠償といふような形に法理的な体系は裏づけされるべきものではないかと思ひます。その点の見通しはどうですか。

○佐藤(達)政府委員 おつしやる通りの問題があると思ひます。およそ違法な行為によつて権利の侵害を受けた場合に、これを補償しなければならぬといふことは、古今東西を通じてあやまらざる原則で、そういう立法は現在もありません。これは當然なことだと思ひます。さらにそれに一步を進めて、無過失損害賠償の制度まで組み込むかという問題、さらにもう一步進めますと、今の本来見舞金に相当するような性格のものを立法化して立上確保するといふように、段階がいろいろあると思ひます。従ひまして最初に申し上げました古今東西を通じて誤らざる分は問題ありませんが、それを踏み出したの程度立法するかという問題は立法政策の問題で、あるいはまた唯一の立法機關としての国会で十分お考え願ふべきことかと思ひます。確かにその点は問題があると存じます。従つて先ほど漁業のお話がありましたように、その点も勘案して、農林省では立法を要するかどうかといふことまで触れて研究しておることを私は承知しております。

○加藤(充)委員 違法なるものに対しては損害を賠償しなければならぬ、適法な行為に対しての損害賠償まで——といふよりも違法性のない損害賠償までのことは、将来考へるべきだといふことを言われた。それ自体は確かに當然のように思ひます。しかしながら日本の国民は日本の憲法秩序、憲法制度のもとに生きてゐるわけでありまして、従つて、こゝういふような外国の軍隊がどん／＼演習地を設定して、日本の国民に被害を與えるといふようなことと自体が、日本人の法的な生活からいへば、これはあからさまに合法的ではない。従つて違法なものであるとわれわれは立論できると思ひます。こゝういふものが行政協定によつて事実化されたといふことは、古今東西を通じてあやまらざる原則で、そういう立法は現在もありません。これは當然なことだと思ひます。さらにそれに一步を進めて、無過失損害賠償の制度まで組み込むかという問題、さらにもう一步進めますと、今の本来見舞金に相当するような性格のものを立法化して立上確保するといふように、段階がいろいろあると思ひます。従ひまして最初に申し上げました古今東西を通じて誤らざる分は問題ありませんが、それを踏み出したの程度立法するかという問題は立法政策の問題で、あるいはまた唯一の立法機關としての国会で十分お考え願ふべきことかと思ひます。確かにその点は問題があると存じます。従つて先ほど漁業のお話がありましたように、その点も勘案して、農林省では立法を要するかどうかといふことまで触れて研究しておることを私は承知しております。

○佐藤(達)政府委員 おつしやることは十分わかります。それに対する私の考へは先ほど申し上げた通りでありまして、そういう点も含めて研究いたしておるわけでありまして。

○佐藤委員 ただいまの点については意見長官の御意見もあり、なお昨日は木村法務総裁からも御意見の發表があつたやうであります。なお一段と政府当局において御研究を願ひたいと思ひます。

他に質疑がなければ、午前中はこの程度にとどめ、午後二時から再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時四十二分開議

○佐瀬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案を議題といたします。

この際お諮りいたします。本案審議のために昨日の本委員会において要求しておきました集鳩ブリズン在所者調が法務府より資料として提出されたのでありますが、これを会議録にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐瀬委員長 御異議なければさようにとりはからいます。

それでは前会に引続き質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。大西正男君。

○大西(正)委員 法務総裁がお見えになりませんので、冒頭に一般的な問題につきましてお伺いしたいのであります。これは次の機会に割愛をいたしまして、その他の点について伺っておきたいと思ひます。

まず現在いわゆる戦犯といひまして、集鳩のブリズンに服役いたしてあります戦犯者の最近の状況につきまして、御説明願ひたいと思ひます。その御説明の内容は、いただきました資料に出ておられますに沿つて御説明をいただければいいと思ひますが、概況をお伺いしたいのです。

○古橋政府委員 ただいま集鳩ブリズンに在所いたしてあります在所者の総数は、今日現在千七百七名でございます。この級別つまり戦争裁判のときのA、B、Cの級別で申し上げますと、それが2として表に掲げました通り、A級が十三名、B、C級が九百九十四名となつております。B、C級の区別はただいま調査できませんので、一緒に計上いたしてございまして、それらの人たちの階級につきましては、3項に書いてありますように、大抵民間人百八十八名を除きまして、残りは軍人といふことになつておりますが、その階級も元師一名、大將三名、中將三十五名、少將十二名以下佐官、尉官、下士官、兵となつております。が、下士官の数が相当多いのでございまして、年齢別にこれを申し上げますと、それは5となつております。ちよつとお断り申し上げますが、この4項を飛ばしましたのは、実は4項につきまして各国の裁判別の計上をいたしたのでございまして、その点に誤りがございまして、それだけ後日提出いたすことにいたしました。ただちに5になるわけでございます。年齢別で申し上げますと、三十年未満の者が四十三名、三十年から三十五年未満の者が二百八十一名、三十五年から四十年までの者が二百七十四名、四十年から四十五年までの者が百二十九名、それから五十年までの者が百五十五名、五十五年までの者が五十八名、六十年までの者が四十九名、六十五年までの者が四十九名、七十年までの者が十四名、さらに高齢の七十五年までの者が二名、八十年までの者が二名、八十五年に達する者が一名という年齢になつておる

のでございまして。

それから各国で裁判せられた者の刑名を6に書いたのでございまして、これはただいま向うから引渡されまして身分帳簿を大至急整理いたしてやつておるのでございまして、中にはそれについても記載がないものがあるが、まだはつきりしたものが出ないのでございまして、ここに書いてありますように、中国のは徒刑と推測されるのでございまして、これが期間を定めて何年、無期というようなくあいにただ表示せられておるのでございまして、実際の刑は普通の懲役刑と同じものを今まで報告もせられて来たのでございまして、フランス関係のは、英語に翻訳せられてビナル・サーヴィチュードといふぐあいに記載せられて、これが日本の懲役刑と同じような取扱ひを受けて来ておるのでございまして、オランダにつきましても、これも刑期が示されておるのみでございまして、刑名がまだはつきりいたさないのが多いのであります。英国はインブリズメントと書いてございまして、これはハード・レーバーのついで、おるものとそうでないものとございまして、米国はインブリズメント、それにハード・レーバーのついでにございまして、それからコンファインメントと、それにハード・レーバーのついでにございまして二種類でありますが、内容におきましては日本の懲役刑に類する取扱ひを受けているのでございまして。

次にこれらの人たちの刑期別の表を7として掲げてございまして、これは上からごらんくださいますと大体おわかりになると思ひます。終身刑が三百三十五名ござい

す。そのほか五十年あるいは四十六年、四十五年、こういうような刑期以下ここに記載した通りでございます。大体中におります在所者の人たちに關する状況は、ただいま申し上げました通りでございます。集鳩ブリズンに今月の一日から、連合軍の監督のもとではございまして、一応日本側の責任におきまして管理する運びになつております。日本側の刑務官が、そこにおきまして一切の世話をしていただ

る次第でございます。

○大西(正)委員 それでは中国関係の戦犯として集鳩に收容されておる人々は何人くらいおられますようか。それと朝鮮人、台湾人にして戦犯として收容されておる者……。

○古橋政府委員 中国法廷で裁判せられた人たちは、現在九十六名と記憶いたしております。なお朝鮮人として在所しておる戦争犯罪受刑者は、三十三名でございます。台湾人は二名でございます。

○大西(正)委員 そういたしますと、平和條約に署名をしなかつた連合国の裁判を受けて集鳩に服役をしておりますが、そのほかにはございましょうか。

○古橋政府委員 中国関係だけでござい

ます。

○大西(正)委員 そういたしますと、平和條約の第十一條によりまして、日本国は戦犯法廷の裁判を受諾し、かつ日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が科した刑を執行するものとする、こういう規定になつておるのでございまして、これに関連をいたしまして、まず第一には、戦争犯罪の法廷で裁判を受け、そしてその執行を日

本国外において現に受けつつある人は大体どのくらいあるか、その状況と、それから現に集鳩刑務所に在所いたしてあります、平和條約に署名をしなかつた中国の法廷の裁判を受けた在所者は、講和條約の発効によつてどういふふうに処置されるか、さるべきであるか、その点を伺ひたい。

○古橋政府委員 外地におります戦争犯罪受刑者は、フィリピン、モンテ

ルパ島のニュービリビッド刑務所というところに百一十一名在所いたしてあります。そのうち五十九名が死刑の判決を受けておる人でございます。豫州のマヌ島の刑務所におります豫州関係の人たちは、總數二百十名でござ

います。

次に中国法廷で処罰された人たちに對する刑の執行その他につきま

す関係は、ただいま中国との間に外交折衝が重ねられておるというのを承つておるのでございまして、この戦争犯罪者に対する問題も、その中で討議せられておる由でございまして、私どもはその協議の結果によりまして、最もよい結果が得られることを期待しておりますので、今日集鳩におります人たちの処置につきましても、しばらくそのままで結果を待つておるといふ方針でおるわけでありまして。

○大西(正)委員 第一の点については、フィリピンと豫州関係以外は、今わかりませんでしょうか。

○古橋政府委員 ソ連のことはわかりませんが、そのほかにつきましては、これですべて完結しておると思ひます。

○大西(正)委員 今中国法廷の關係につきましては、台湾の政府と折衝中で

あるとの御答弁であります。サンフランシスコにおいて調印をされました平和條約が、中国關係よりも先に効力を発生するであろうと考えられるのであります。その効力が発生をいたしました場合に、一体日本国はその中国關係の在在者に対して、いかなる權利義務を持つのでありましょうか。

○古樫政府委員 平和條約十一條によりまして、米、英、中、他の諸國との間に、戦争犯罪人に対する裁判を受けること、刑の執行も日本がいたすという事を認めておりますので、中国に対する關係でなく、またそれらの平和條約の相手國に対しても義務がある、かように考へておるのでございます。

○大西(正)委員 中国關係については平和條約に中國が参加をなかつたにもかかわらず、もとの連合國の一員としてこの第十一條の「連合國戦争犯罪法廷」云々のその連合國に入る。そうして入るがゆゑに中國と日本との平和回復に關する交渉の成立いかんにかかわらず、この第十一條によつて中國關係の戦犯者と同じように処置するといふ御趣旨でございますか。

○古樫政府委員 これらの中国以外の國に對して、そういうような義務があるのでも、同じように処置するといふ意味でございます。

○大西(正)委員 その点はその程度にいたしまして、かつて戦争中に日本の國民として戦争に従事をして、そして戦犯者となつておる、現在においては朝鮮人、台湾人となつておられる人々につきましては、字句の上でこの條約に含まれないように思ふのであります。それはどうなるのでありましようか。

○古樫政府委員 その点は條約十一條の解釈といふことに相なるかと思ふのでございます。十一條で日本人と定めました者は、その犯罪當時におきまして、日本人として日本の戦争に關與し、日本に對して犯罪を犯した、そして裁判當時にも日本人であつた者、それらの者に対して、日本が今回さらにその刑の執行をするという建前でございます。すなわち、結局その裁判當時に日本人であつた者は、刑の執行を負担することになるという、いかに解釈すべきであると思ふのでございます。従いまして朝鮮、台湾人もここで十一條に言ひ日本人と解釈するのでございます。また講和條約発効までは、これらの人々も日本人でございまして、発効いたしましてから後には、朝鮮人になり、あるいはその他の國籍になると思ふのでございます。それまでは日本人としての義務を持つておるのでございまして、たださういふ條約が効力を生じ、たゞしから、朝鮮、大韓民國なり、あるいは中国の國籍を取得する者に対しては、日本において刑を執行するといふことが事情の上から申して、はたして忍び得るかどうかというやうなことは、これはまた特別に考へる必要があると思ふのでございまして、そういうものにつきましては、別の方法を考へることが必要だと思ふのでございます。

○大西(正)委員 今のその第十一條の日本國民の解釋につきまして、外務省當局の方の御意見を伺いたいと思ふのであります。いかがでございましょう。

○重光説明員 平和條約十一條の「日本國で拘禁されている日本國民」の範圍についての外務省の見解も、ただいま法務府の方から答弁されたこととまつた同一でございます。

○大西(正)委員 なるほどその裁判を受けた時分は日本國民であつたかも知れませんが、講和條約の発効と同時にそれらの人は論理的には日本國民でなくなるというふうに私思ふのであります。かりにそういたしましたものと、一体そういう人々に対して、日本の國がいわゆる刑を執行する権能がはたしてあるのでありましようか。今の御答弁ではあるといふことになるのでしやうけれども、はなはだ私は疑問があると思ふのであります。この疑問を持ちつつ一応その点は打ち切りたいと思ふのであります。

次に先ほど局長の申されました日本國外において服役をされておる人々を日本の國へ引取ることに對しての現在の交渉の状況並びに將來の見通し、そしてまたそれらの人を引取つた場合の処置はどういうことになるか、その点について……

○古樫政府委員 外地におります人々を内地に服役をすること、あるいはさらにそれ以上に恩典が與えられるというやうな点につきましては、私どもとしましては、私どもの關係當局には一応の交渉はいたしておるのでございますが、その問題は主として外務省におかれまして、いろいろな面から御盡力くださつておるのでございます。その詳細につきましては、私存しております。なお外地におります人々が帰つて來てから後どうするかということにつきましては、この法案におきまして一応引取ることができるようになつて、それは三十九條におきましてこ

れを規定してあるのでございます。

○大西(正)委員 外務省の方でわかつておる点がありますれば……

○重光説明員 外地服役者を内地に帰してもらいたいといふことは、ただ平和條約発効といふやうなことは關係なく、今までも關係の國に總司令部を通じて交渉して來たわけでございます。現在どこでどういふ話があるかといふことは、実は私資料を持ち合せておりませんので、具体的に申し上げられないのでございますが、フィリピン等にも關しまして、最近そういうやうなチャネルを通じて話があつたことは存しております。

○大西(正)委員 外地で服役されておる人々につきましては、ここで詳しいことを申し上げる必要はないと思ふのであります。政府におかれましては、なるべくすみやかに國內に引取ることができるような処置を十二分にとられんことを希望いたします。

それから次に尋ねたいことは、この法律案の第二條の二号に出ております刑について、並びにそれは平和條約第十一條の「これらの法廷が課した刑を執行する」といふその刑に關してでございますが、一体この刑というものはどういふ性質のものでございましょうか。つまり日本國內の諸刑事規定に規定されておる刑と同じものでありましようか、あるいはまた違つたものでありましようか、その性質についてお尋ねいたします。

○古樫政府委員 ここで刑と規定いたしました趣旨のものは、特にこれが刑法のいわゆる刑でないといふことを明らかにしたものでございまして、極東國際軍事裁判所及びその他の連合國戦争

犯罪法廷で科しました刑、かように言うので、従いまして、刑法で申します刑に關するいろいろな身分上の影響その他はこれには適用のない性質のものでございます。

○大西(正)委員 そういたしますと、この平和條約並びにこの法律案に規定されておるものは、國內法の刑とは違つたものであるといふ御答弁でございます。従つてこれらの人がいわゆる刑期を満して出所いたしましたならば、選挙權、被選挙權あるいはまたその他の身分關係あるいは前科關係、そういうものは全然關係ないといふことになるのでございましようか。

○古樫政府委員 大体御質問の通りだと思ひますが、ただ追放關係につきましては問題が残ることがあります。

○大西(正)委員 それはいわゆる國內法に規定されておる刑とは違ふのだ、こゝういふ御説明であります。われもその点は多くのいわゆる戦犯服役者のために、御當局の御答弁を多とするものでございまして、すなわち戦犯者といふものは、私申し上げるまでもございませぬが、いわゆる自然犯に對しての刑ではなくて、どちらかといふと、責任罰のやうな性質を多分に持つておる面があると思ふのであります。そういう意味におきまして、國內法のいわゆる犯罪を犯し、そして刑を受けておる刑余者とは全然違ふのだといふことになると思ふのであります。

のでございますが、日本の刑法の刑の執行の場所である監獄というものは違ふ意味で、ここに名前があげられております。

○大西(正)委員 そうすると、いわゆる監獄法に規定されている刑務所とは違ふものでございませう。

○古橋政府委員 その通りでございます。

○大西(正)委員 しかば、監獄法に規定されている刑務所というものと、たゞ同じ名称の刑務所という名前を、便宜上かも知れませんが、使われることは、そこで服役している人々に対して心理的に非常な悪影響を及ぼすものではないかと私は思ふのであります。この刑務所という名前を便宜上使われたのだという御答弁ならば、私はもつと別な適当な名前に修正されるのがしかるべきではないかと思ひます。が、これについてはどういふお考えでありますでしょうか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○佐藤委員 その点司令部との何か折衝でもあれば、それをもつけ加えてお述べになつていただきたいと思ひます。なお速記をとることがさしつかえるならば、その点も顧慮して聞いてもよいと思ひます。——ではちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○佐藤委員 速記を始めてください。

○大西(正)委員 経過を伺ひましたが、刑務所という名前を変更してはいけないのですか。何かいけない理由があるものでございませうか。さしつかえがあるのでございませうか。

○古橋政府委員 果嶋刑務所の名前を

変更することがいけないという理由は特にございせん。

○大西(正)委員 「刑務所」と原案に書かれておる名称は、変更するに別にかさしつかえがない、こういうふうに拜聴いたしておきます。

次にいわゆる戦犯法廷において判決されました、法廷の宣告した各刑、その刑の種類は先ほど御説明いただきました資料に基づきまして、いろいろあるようでございますが、これらの諸外国の法廷の定められた刑というものは、これは現在いろいろありますが、日本の国内の刑とどういふ関係になるのございませうか。つまりそれを執行するに際して、日本の国内の刑と同一の刑と見做しておられるのか、あるいは法廷のきめたそれらの刑を、各国の状況を調べて、それに基いてやつておられるのか。現在どういふお考えですか、そしてまた将来どういふふうになるのか、この点を伺ひたいと思ひます。

○古橋政府委員 現在やつておられるのは、大体アメリカのやり方だと聞いておりますが、それに一定してやつております。そのやり方は、中におりまする人たちの本人の希望なり、あるいは性質なりその他いろいろな條件に従ひまして労働につかせる、あるいは労働につかずに事務につかぬというふうないろいろな処遇のもとに、一定の規律を守つて生活しておられることになつておられるのでございませう。将来日本でもその処遇を実施いたしまするにつきますと、主として本人その人の條件を十分調べまして、その意思なり、あるいはその人格なり、体格なり等をしんじやくいたしまして、適宜な処遇

をそれ／＼の人に対してあてるようにいたしたいと思つております。

○大西(正)委員 その適宜の処置というのはどういふ機関で、どういふ根拠に基づき、その適宜の内容でございませうか、大体お考えになつておられるところを伺ひたい。

○古橋政府委員 刑の執行につきましても、監獄法のある部分を準用すること、この法案で定めてあることに相なつておられるのでございませう。それによりまして監獄法の一部の作業とか、あるいはその他の生活の基準等の規定をするところを準用いたしまして、中におきまする職員によつて本人についていろいろな分類をいたしまして、その分類に基いて処遇をきめて行きたい、かように考えておるのでございませう。

○大西(正)委員 次に伺ひたいです。これは、提案理由の御説明によりますと、かりに在所者が逃走をいたしましたときにも刑法の逃走罪は成立しない、こういう御説明でございませう。その根拠を伺ひたいと思ひます。

○古橋政府委員 刑法の逃走罪の規定によりまして、既決、未決の囚人が逃走した場合ということになりまして、刑法その他の法規の違反として監獄に留置せられ、未決、既決の者が逃走した場合を言うのでございませうが、この戦争犯罪受刑者につきましては、さういふ国内犯の既決、未決の囚人に該当いたしませんので、逃走した場合に逃走罪として律すること、その條文ではできません、かように思ふのでございませう。もつとも法令により拘禁せられた者を奪取する罪、あるいはその逃走を器具を供して援助したり、あるいは

その收容者を看守いたしました者が逃走させたりいたします罪につきましては、法令の解釈上犯罪が成立すると考へられるのでございませう。従来果嶋プリズンにおきまして、連合軍のやつて参りました諸規則並びに慣例としましては、その逃走罪というものを定めていないのでございませう。また逃走をした例もございませう。従ひまして特に逃走罪を規定するといふ必要もない、かように考えておるのでございませう。

○大西(正)委員 次に伺ひたいです。これは、前後いたしました法律案の第二十四條第一項本文であります。本文の但書におきまして「一時出所を許された者の、その後六月以内における同一人の死亡又は危篤を理由とする一時出所は、この限りでない」といふ條文がございませうが、「この限りでない」といふのは、もう二回あるいは三回の者は、六箇月以内においては絶対に許さないといふ意味でございませうか。別にそれだけといふ意味ではないのでございませうか。

○齋藤(三)政府委員 この但書は「同一人の死亡又は危篤を理由とする一時出所」こういうふうにして書いてございませう。父が危篤であるといふので一時出所を許した。それがまた帰つて来て、また同じく危篤状態が続いてくるから出してほしいといふのは、あまりに濫用に陥つて、一時出所という制度の本来の趣旨に反する、こういう意味合いでございませう。しかし父の危篤で出た、その後母がなくなりそうだといふ場合には、親の死に目に会いたいといふのは、これは解釈上可能である。また家が風水害にあつて本人がいなければ困るという場合、そういうふうに六箇

月以内に数箇の事由があれば、そういうことが数度ある、こういうふうに解釈しております。

○大西(正)委員 もちろん何回も死亡するわけでもなく、死亡するのは一回でございませうから、死亡の点は問題ありません。それからまた危篤状態が続いておるといふことも考えられますが、一ぺん危篤状態に陥つて、そうして病気が案外よくなつて快方に向つた。六箇月以内に同一人が同じ病氣、あるいはまた別個の疾病によつて危篤状態に陥らないとも限らない。これはきわめてまれなことではございませうけれども、そういう場合も許さない、こういうことになるのでございませう。ただこれはその限りでないであつて、そういう特別な場合にはその事由が明らかであれば、また適当であれば、二回目であつても許さないとは限らない、こういうことに解釈してもよろしいのでございませうか、その点をお伺ひします。

○齋藤(三)政府委員 この点いろいろ研究してみたいのでございませうが、立案の際の考え方としては、やはり濫用に陥るというふうなことになるのは、戦犯者の処遇が適正を欠くといふふうに見られることもあり得るもので、一時出所を許すことが出来る、その限りでない、こういうことではございませう。やはりそれはできません、こういうふうに解釈いたしております。

○大西(正)委員 絶対できないということになると、これはあまりに氣の毒だからして、その死に目に間に合ふやうに出所さすといふのが、これが人情並びに人道に基いておる規定だと思ふのであります。そこで先ほども申し上げ

げましたように、病気が快方に向つておつた、しかるに今度また危篤状態に陥つた、その危篤のために今度は遂に死亡されるという場合があり得ると思ふのであります。そういう場合までも許さないというのは、これはあまりに酷ではないか、私かように考えるものであります。法文の解釈上「この限りでない」というのは、これは逆に書いておるわけでありまして「この限りでない」ということを、今度またこれを逆に解釈をして、許さないのではないという、そういう解釈はできないものでございましょうか。御当局の処置なさるお考えは第二段といつたしまして、法律上そんなに強い意味が含まれておるといふふうに解釈をしなければならぬものでしょうか、どうなのでしょうか。

○大西(正)委員 集議拘置所の現在までの慣行等もありまして、そういうふうな弾力性を持たせるということも、十分研究いたしたのでございまして、それはやはり運用に陥るというおそれがあるというふうな理由から、立案の趣旨といつたしましては、許すことができない、こういう意味合いで書いておるのでございまして。

○大西(正)委員 そういたしますと、非常に残酷なことになると思ふのでありまして、こういうことを運用という必要はないじやないか、こういう事由があれば何回許してもいいのではないかと私は思ふのであります。従つてそういう処置が、この法律の修正などという大げなことではなしに、取扱い上、内規とかあるいはこの法律に基く他の法律の諸規定によつて、そういう取扱いができればいいものでしょうか。また

現在そういうふうに取り扱わないというお気持ちならば、そのお気持ちを變更なさつていただかない。變更するにやぶさかであつてはならないと思ふのであります。どうでしようか。

○大西(正)委員 私もお気の毒なそういう在所の方でできるだけ有利にとりかはらうということをお望みする点では、同じ考えでございまして。ただ立案の趣旨は、いろいろ研究の結果かようなことになつておるといふことを申し上げた次第であります。

○大西(正)委員 ですから、従来の御研究の結果を變更なさる御意思はないか、考へる余地がないかということをお伺つておるわけでありまして。

それから私はこういうことで政府がだまされたというのじやないが、極端にいへば結果においてだまされたやうなこともあるのではないかと考へるが、実際に危篤であるかどうかといふことは、どういふことで認定されますか。

○大西(正)委員 危篤であるかどうかといふことは、この次の條文の第二項にございまして、書類で医師の診断書、こういうものを出されたものをよく検討する、こういうことでございまして。またこの事由について非常に御心配のお気持は私も十分わかるのでございまして、この事由には父母、配偶者、子供、こういう非常な多くの関係者も入つておられますし、いろいろな点もございまして、その運用については十分考慮したいと思つておられます。ただ同じ人について一度危篤であつて、また続いて危篤であるといふことを主張しても、これはどうしていふべきでないかといふことでございまして。立案の趣旨としてはそういう意

味でございまして。

○大西(正)委員 どうもその点納得しがたいのでありまして、議論を何べん繰返しても同じであります。とにかく提案者である政府の御趣旨の通り、「この限りでない」といふのは、一回以上は六箇月以内には絶対に許さない、法文上の解釈はそれだといつたしまして、何かに法文を別に修正せずして処置をとり得る余地はあるかどうか、政府にそうしようといふお考えがありやないかは別問題といつたしまして、虚心配に考へまして、この法文はそのまま置いておいて、なおかつ六箇月以内に数回許し得る処置をとり得る余地があり得るかどうか、それだけをお伺いしたいと思います。

○大西(正)委員 立案の趣旨は数回申し上げた通りでございまして、實際問題として、父が危篤で一時出所した、その後すぐ続いて父が死亡し、同時にそれを心配して母が危篤になつたといふような場合には、この法律の適用としても一時出所を許すことは可能である、かように考へております。

○大西(正)委員 それは私のお尋ねしのたのとは別個の問題であります。そういうたのたの御答弁で一応とめておきます。

次に同じ條文の第一項第三号所定の「近親の」とありますが「近親」といふのはどの程度の者を言うのでございましょうか。

○大西(正)委員 この「近親」の意味でございまして、結局これは常識をもつて解釈すべきものと考へております。そしてどういふ範囲かと申し上げますと、やはり家族であるとか親戚とかいふものが典型的のものである、

かように思つております。

○大西(正)委員 そうしますと、別に「近親」といふものの固定した定義はないわけではございませぬ。その場合に最大限一体どの線まで行かれるのですか。

○大西(正)委員 本人と相当の關係があつて、こういう災害によつて家財あるいは家屋敷を失ひ、そして本人がいなければ、この拘禁されておることについて全然責任のない人が跡始末ができない、こういうふうな窮状に陥るといふ場合が、結局この事由に該当するのでありまして、結局は常識をもつて解釈する以外にはない、かように考へております。

○大西(正)委員 そうしますと、大体その常識で縁故者といふところまで考へてよろしうございませぬか。

○大西(正)委員 その縁故の程度が、本人がいなければ跡始末に困るという場合には、入るものと考へております。結局常識上もつともだといふようなことになるのではないかと考へます。

○大西(正)委員 この一時出所の決定をするのは委員会になるわけですね。

○大西(正)委員 さうでござい

ました際に、保護観察官及び法務府事務官のうちから、その者の監督に適當な者を選んで同伴させるといふ規定になつております。そうしますと、一体この同伴をさせるについての費用の負担は、だれが負うのか、その点を伺いたいと思ひます。

○大西(正)委員 觀察官、事務官の旅費は國費で支給する、こういうことにはいたすつもりでございまして。

○大西(正)委員 次にこの法律案を通過して見ますと、国内法におきましていゆる刑の執行停止に當るものが発見できないのでありますが、どこかにそういうものがあるのございまして、うか。またそれが無いといつたならば、特に意識的にそういうものをはずされたのございまして、伺いたいと思ひます。

○大西(正)委員 執行停止につきましても、いろいろと研究いたしたのでございまして、ただ執行停止といふような制度が各國にございまして、いろいろと研究の結果、一時出所、しかも一時出所につきましては、先ほど仰せのような事由を嚴格にするといひますか、はつきりさせるといふふうな点もございまして、やはり刑期に算入されるというふうな点で、この一時出所もやはり執行停止の研究の結果の一部でございまして、それから病院への移送の場合も同じく刑期に算入する、こういうふうないろいろ研究の結果、この案におちついたやうな次第でございまして。

○大西(正)委員 御研究の結果、意識的にそういうふうに取り扱われたといふことでございまして、そこで伺いたいのは、各旧連合國の国内法におきまし

ては、いわゆる刑の執行停止に相当するところのどういふ制度がありますか、この点につきまして、御調査ができておりましたならば、この際伺っておきたいと思ひます。

○大西(正)委員 現在その国でなされております最も手取り早い例でございますが、これとこの案はまったく同様でございます。しかも実際の運用においては、時間の関係等も、この案よりももう少しきつな案になつてゐる。実際はそういうふうに行われてゐる。こういうことでもあります。

○大西(正)委員 一時出所のことではなくて、日本の刑法上の刑の執行停止に相当するような制度が、各連合国に国内法としてあるのか。またあればどういふふうな制度なのか。その点を伺ひたい。

○齋藤(三)政府委員 私ども研究が十分なためであつたのかもしれませんが、アメリカ等と同様な制度があることを知らないのではありません。結局この案に執行停止の制度がとられるならば、私どもとしてはそれをとりたいて考えて、いろいろと研究いたしたのでございますが、さういふ結論にはならないで、結局は現在準備で行つておるものを、日本の実情に合うように、またできるだけそれが適切に行われるように、結局研究の結果どういふふうになつたわけでございます。

○大西(正)委員 諸外国の立法例をお調べになつておらないようであります。この点ひとつお調べ願つて、日本の刑法にありまところのいわゆる殺人とかその他の強盗、どろぼうとかをやつた連中に対して日本の国内法が規定してあるような刑の執行停止

があるものであります。そういうものが一体この戦犯者として在所しておる人に対して適用がないということでは、どうも人道的な見地からいたしまして私はおかしいと思ひます。どうも容認できないことだと思ひます。

○大西(正)委員 諸外国の立法例をほんとうにお調べになればすぐわかることだと思ひますので、御調査の上御報告願ひたいと思ひます。同時に一時出所は、もちろんこれはいろいろな條件があつて、これに該当しないであつたとしても、そういう国内法の刑事訴訟法において刑の執行停止として規定されておるものと同じ内容のようなものをも本法律案の仮出所の中に含ませる、そういう方法を講ずることはできないでしようか。

○齋藤(三)政府委員 仮出所、一時出所とは、平和條約の第十一條から来るのでございまして、日本国の勅告及び關係国の決定を得なければなりません。しかも刑期の三分の一、四十五年以上の人は十五年、さういふ制限がございまして、必ずしも仮出所でござい急の場合掲げることができるとはなにか、かように存じております。

○大西(正)委員 私の申し上げますのは、この條文にはもちろんさういふことは規定してありますから、できまさんが、しかし刑期の三分の一を過ぎた者とか、何とかいうことはこの法律によつて初めて仮出所の條件が備わるのであつて、別に平和條約十一條にはさういふこまかい規定があるわけではないのであります。今申し上げます刑の執行停止に、日本の国内法である刑事訴訟法に規定してある刑の執行停止

に相当するものをこの仮出所の中へ、原案には含まれておりませんが、別に修正その他の方法によつて入れる御意思はないか、またさういふ研究をなさつたか、その点を伺ひたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 執行停止の問題についてはいろいろと研究を重ねまして、法案の提出もそのために遅れたやうな事情であつたのであります。その際日本の執行停止の制度は、關係方面で理解できないやうな制度であるといふ点もございまして、七十歳以上の者に執行停止ができるという日本国内法の原案を持つて行つた際のいろいろな問題が、一番問題でありまして、これを仮出所に取入れるといふやうな点と、仮出所と執行停止とは大分理由も違ひますし、仮出所はまあ出しても一定の期間保護監督を続ける、もう出しでも大體間違ひなからう、さういふ人に対して取消しがなければそのまゝ自由になつてしまふ、さういふことを前提として出す制度なのでございまして。

執行停止は一定の原因、あるいは家族が病氣であるとか、あるいは老齢であるとか、さういふために執行にプランクをつくるということ、建前も大分違ひますので、さういふふうに入れますことができないのか、いろいろ執行停止については相當研究いたしたのでございしますが、仮出所の中に入れたといふことはさういふやうな制度ではないかといふふうに考へておるわけでございます。

○大西(正)委員 この法律は従来の国内法とは全然別個の法律であつて、刑の性質も全然違ふのだ、さういふわけであつた新しい考へ方に立つた法律であると思ひます。従つて法律の理論は別といたしまして、仮出所といふものの定義、これも別に立法としては論理的に貫く必要もないのではないかと考へております。仮出所の中に、刑期のある一定の期間を終了した者で、さうして将来仮出所中にこの取消しがなければ自然に解消するとか何とか、さういふものもあるものであります。また別な観点に立つものを合せて仮出所の中に入れてたところでも別にさういふ必要はないかと思ひます。理論は學者がつくれればよいのであります。立法者としてはさういふ必要はないのではないかと考へるものであります。その点をお伺ひいたします。

○齋藤(三)政府委員 私の説明が十分でございまして、申し添えますが、もちろんこの法律は運用の際のことにございまして、家族が病氣である、しかも本人が三分の一以上の期間の量刑を満たしたといふやうな場合、まあ日本ではいへば執行停止にもなるけれども、この制度でいへば仮出所の勅告もできるといふ場合も重複してあり得るわけでありまして、またさういふ場合には仮出所の活用をはかるべきである。かように考へております。

○大西(正)委員 いただきました資料に基けば、七十歳以上の高齢者も相當数ございまして、さうしてまた、よく知りませんけれども、相當高齢になれば、いわゆる老衰現象に陥るといふことも、世間にはありがちのことでございます。それらの人に対して、いわゆる従来の国内法で言へば、刑の執行停止に當るやうなものを勸告をしていただきたい、してやるべきであるといふ

ことを、私は特に申し上げたいのであります。まあ委員会の態度がどうなるか、それは知りませんが、さういふ面も將來お考へをしていただきたい、これを希望しておきます。

それから次に、平和條約の第十一條によりますと、「これらの拘禁されてゐる者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勅告に基く場合の外、行使することができない。」さういふふうになつておりますが、決定と勅告の關係といひますか、それはさういふふうになるのでしょうか。さういふ場合は、第十一條によりますと、さういふ場合があり得るかどうかわかりませんが、釋放するといふ決定を日本の勅告いかににかかわらずした場合、さういふ場合にはそのまゝで釋放ができる、さういふことになるのでしょうか。

○齋藤(三)政府委員 十一條の解釈をいたしましては、日本国の勅告と關係国の決定とが合致した場合に、日本が仮出所なり、赦免なり、減刑の決定をすることができ、さういふふうな解釈をいたしております。もちろん通常の場合、日本側で本人が赦免に値する、しかし國際情勢等の観測から、仮出所の方がより確実でないか、また赦免としてはさういふやうな関係から、さういふやうな關係から、仮出所の勅告をしたところ、相手国が赦免でよろしいと言つた場合に、日本側であつたためて赦免が相當であると考へるならば、その際に赦免の勅告をして、両者の勅告、決定が一致するといふ状況にすることが可能であると考へております。

はこう言うのです。仮出所だとか赦免はこれは別です。私は刑の執行方法を言うのです。どういう労働に服せねばいかぬ、どういう着物、夜具を着せねばならぬ、どんな仕事をさせなければいかぬとか、そんなことまで言わねばと思う。これは日本は日本できめられるだろうと思う、執行方法は、それを私は言うのです。だから大前提としてそれを聞いて。執行方法については別に規定がないのですから、日本にまかされているのであるか、それとも向うの委任を受けたのか、まずもう一べんそれを明らかにしましょう。執行の方法です。

○齋藤(三)政府委員 執行の態様については、お説の通りであると思ひます。

○鑑治委員 そこでこの執行停止を見ますと、執行できないから停止するといふものに執行できないから停止するといふものと、仮出獄と違ひます。仮出獄はもう出してもいいだろう、日本の国からながめたときにはこういう心身耗弱になつた者とか、もう身体消耗して老衰している者とか、これは執行できぬとなつてゐるのです。日本で執行方法をきめるなら、執行できないものにまで、この犯罪なるがゆゑに特にやらなければならぬといふことはなからうと私は思ふ。執行方法まできめてゐるのではない。日本ではこういうものは執行できないのだといふことを言つてゐる。その執行できないものまでなぜやらなければならぬのかわからぬ、こう言うのです。

○齋藤(三)政府委員 在所者が病氣になつた、そのために執行できないといふ場合には、病院に移送することがで

きるようになつております。それから本人の家族等に不幸があつた、あるいは不慮の災害にあつたとかいふような場合には、一時出所で行く。それからさらに刑の期間を超過すれば、本人の成績がよければ仮出所をやる、こういうことになつておりますので、そう極端に不都合なことではないように私は思つております。

○鑑治委員 それならここに書いてある心神喪失の状態になつたら、これはどうですか。

○齋藤(三)政府委員 おそらく精神の疾患でございますから、第十條によつて病院に移送することもできるだろうと思ひます。さういふその精神の欠陥状態が相当長期にわたるといふような場合には、私は仮出所なり、あるいは赦免なりを考へてもよろしいのではないか、こういうふうに考へております。

○鑑治委員 それでは四百八十二條の第一号の場合にはどうなんですか。

○齋藤(三)政府委員 四百八十二條の第一号の「刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、または生命を保つことのできない虞があるとき」これはおそらく病氣の場合であらうと思ひます。従ひまして、この條文によりまして病院に移送することが可能でござい

ますから、さういふ手当ができると思ひます。しかも日本の執行停止よりももつと有利に刑期に算入されるという有利な点もございします。

第二に「年齢七十年以上」こういうことがございしますが、この場合、本人が特異の健康体質で、壯者をしのぐといふような場合は、実質的に見て執行停止をしなくても必ずしも不当である

とは考へられない。ただ通常の場合、老衰してまさに執行にたえないといふような事情は、やはりこれもかぜをひけばすぐに危険になるような人でありますから、輕微の疾患状態でも病院に移送することができ、こういうことになると思ひます。この点が一番研究の際に問題になつた。ただ年齢さう多いならばこの執行停止で出せるという

ことでは、非常に不当であるという研究の結果でございします。そういう法令でこの執行停止をしなければならぬという場合は、やはり心身に故障があるという場合でございしますから、病院移送もできましようし、あるいは赦免とをやりたいと思ひます。

第三、第四は婦人の場合でございすから、これは必要でございせん。

第五の「刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき」といふ場合は、本人には何ら心身の故障はない、しかしその家族に病氣とか、あるいは不慮の災害を生じたという場合には、やはりその一時出所の活用がはかり得ると存じております。またその仮出所につきましては、私どもは事案によつて十分これを活用しなければならぬと考へておりますので、先ほど大西委員に対するお答えの際に、私十分な答弁を申し上げましたが、実際上はこの仮出所の活用、しかも果鴨ブリズン、あるいはアメリカ本国、あるいはイギリスでもパロールといふことが非常に活用されておりますので、これは私も一生懸命でやりますならば、この仮出所の活用によりまして、さらに進んで赦免の活用によつて、こういった一定の條件に

達した場合、あるいは事案によつて赦免あるいは仮出所の活用ということによりまして、場合によつて、それがかなわぬときは一時出所の活用というところによつて、四百八十二條の場合も大体まかなうことができないのではないかと存じております。七十歳以上をここに持つて来ますことが研究に非常にぐあいが悪かつたのでございまして、こういった各種の形にかゝつておりますが、これによつて日本の刑事訴訟法の考へておることは、この法案によつても可能である、かように考へておる次第であります。

○鑑治委員 満足はいたしません、一時出所や仮出所と、執行停止とは根本的に違ふように存じます。あなたの方もお考えを願つておきましよう。

○佐藤委員長 田万廣文君。

○田万委員 私は一点だけ、というのは大きな問題で、あるいは法務總裁にお尋ねした方がいふと思ひますが、この委員会に、平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案といふのが出ておりますが、これと関連して、今問題になつてゐる平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案といふのを考へてみたい。われわれは戦争に負けたことははつきりしてゐますが、負けた當時においていふん無理な判決をしてゐるということが予見され、その意味でその間違つた判決を是正する機会を連合国人に與えるという意味で、今申し上げた平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案が出て来ておる。それと対照して、勝つた国ではあろうけれども、果鴨ブリズンに入つておる、

戦犯者と一緒にいつておるが、そのうちに無実の罪に泣いてゐる人が一人もおらないといふことが保証できるかどうかといふことを私も考へる際に、これは人間が裁判するのであつて、神様でないから、勝つた国、負けた国といふ差こそあれ、そこに間違ひがあるかもしれない。もしその間違ひがあつた場合において、これを根本的に救済してやる方法が――赦免とか、仮出所といふことも問題でしうけれども、根本的にその問題を解決するといふことが、人間的に必要でないか、これに對して政府は、進駐軍と今までいかなる交渉をなさつたことがあるか、また全然したことがないかといふ点についてお尋ねしたいと思ひます。

○古橋政府委員 その点につきまして係官との間にいふ／＼交渉したものでございしますが、さういふような判決はないといふような向うのお話でございまして、従ひまして、條文におきましても特にその他の條文を設けなかつたのでございします。なお條約十一條によりまして裁判を受諾してありますので、その点をあらためて審理し直すといふようなことはできないのではないかと考へておるのでございします。

○田万委員 私はあまり法律のことにはよくわかりませんが、向うさんの方で絶対に間違つた裁判をしておらないといふ非常に信念を持つたお話であるので、それをうのみにしておらなければならぬ立場かどうかは知りませんが、もしかしわれ／＼も調査したわけではありませんが、い／＼聞くところによると、中には無実の人間がいるのではないかといふような懸念を持たれる事案もなきにしもあらずで

指針といいまするか、そういうものによつて動くことはまことに悪いことであると存じております。しかしこの委員会制度をつたのは、何かこの刑務所という一つの純粹といえますか、何かそこにそういうた配慮があつたのではないかという点についても御意見がございましたが、そういう意味ではないのでございまして、やはり仮出所させる、あるいは赦免をするということとは、その後本人が出た後において、社会においてりつぱに更生して行く、り

つばに生活して行くということが続かなければ意味をなさないのであります。刑務所は所内での刑についてはまったく自分の権限としてあらゆる面について配慮をめぐらしてやつておりますが、外へ本人が出た後のめんどろまでは見ることはできない。そういう意味で現在国内の犯罪につきましては刑務所に入りますと、外の委員会系統の機関にすぐにその書類がまわつて来まして、委員会系統の機関が本人の家庭を十分に調査し、またその再犯の原因となるような事情がございますれば、その事情の排除に努める、そういう内と外との成續によつて委員会が決

定をする、こういう立場をとっており
ますので、それと同様の意味合いでこ
の委員会ができておるわけでございま
す。従いましてその他の勢力の支配を
受けることのないようにするために、
委員会は今在外局として独立的な立場
においてこの仕事に当ることになつて
おるわけでございます。

に比較的——というよりも地位の重い、責任の重い者が釈放を受けたりするようなことがあつてはならない、不

公平な処置があつてはならないというお言葉がありました。先般法務委員会にフイリン軍司令官としての黒田重徳という元中将が呼ばれたのであります。一説にフイリンの戦犯釈放、減刑については比較的高級な職業の軍人に多かつた、しかもその理由が、あの民族独立運動といひますか、フイリン人の運動に対してこれを戦力に訴えていられる鎮座せんとした。これにいう／＼の意味で直接間接に協力、加担したというふうなことで、これが高く買われて釈放、減刑を受けたんだというところが、流説でございまして、臆測もあるかもしれませんが、いろいろ言われております。その半面には、これは黒田さんの言葉にもあつたのですが、ほんとうに無辜の罪なき学徒動員の諸君あるいはまた職業軍人外の召集者というふうなものがやはりたくさんおつて、これは何とかしなければならぬという話でありました。黒田さんを個人的に責めていたし方ありませんが、私は最高の責任者、これは單にその指揮命令を與える地位にあつたというものは、形式的なものでないとするのは断じてなくて、こういうものの命令指揮のために今申し上げた人たちが、突に泣くにも泣けない異郷の戦犯收容所、刑務所で服役をしている。これはやはり私はまず先に釈放されなければならぬと思う。そうしなければ戦犯の責任追究ということ自体も徹底しない。何のために服役を仰せつけたのか私はわからぬと思う。戦犯裁判そのものの本質の効果の問題だと思ふのであります。こういう点については、先ほど来重々各委員から要望の点が強かつたと思うのですが、

答弁の中に、單に監督にあつた者が輕いのだというふうな考え方は私は排除して行つていただきたい、そうしなければ無辜の気の毒な人は救われない。上に行くほど形式的な指揮監督、命令というふうな責任はばやがされてしまふおそれがある。それが問題じゃないか、その半面に末端の命令に動かされて現場の仕事をやつた人々の責任が重くとられるようなことがあつてはならないと思ふのであります。

それでこれは本法案に直接關係がございせんが、わずかの時間で関連のある行刑制度のことについてお尋ねしおきますが、仮釈放審査規程というふうなものが、そのまゝというふうなことはなりませんまいが、第五條には、これは変なもので再犯のおそれのないものというふうな條件が強くたわれているのであります。こういう点は十分にしんじやくさるべきである。再軍備の方向に合せて、役に立つ者は釈放するというふうなことが断じてあつてはならないと思ふのであります。それでお尋ねいたしますが、監獄法というものの適用で刑の執行を事実上やることなのであります。ところが、いかにせんこれはかびくさいしるものであります。監獄法の改正というふうな問題についての方針といひますか、それを承つておきたい。というのは先般の集議ブリズンにおける処遇、これが特別なものにせよ、決して優遇されたものではございせん。國際的水準からいひまして、これをむしろ一般の服役者の水準を高めて行くという方向に私どもは努力しなければならぬのでは

ないか。もう一つはこの独居拘禁の問題でございせんが、これはきわめて非人間的な、生物としての人間の本質にもとるものである。しかもこの国内法規について申し上げても、監獄法の処罰の点を見ましても、行刑累進処遇令ですか、そういうふうなものの拘禁及び戒護の段から勘案いたしまして、特別戒護的な処遇であり、あるいは進んで監獄的な処遇であるのであります。しかもこれらの拘禁の期間といひます。短期間でなければ独居拘禁は許さないとこの制約つきのものであると信じます。しかるにいわゆる思想犯といふものは、無期限に長期的にこの独居拘禁をさせられている。これは明らかに憲法十四條、こまかく言ひ必要もないほど、明らかにこれは差別的なものであると、不当な二重の刑罰を科しているといふことになり、これは基本的人権を刑務所まで貫かれて、行刑制度、監獄法の改正といふもの、あるいは實地の運営が徹しられないからであると思ふのであります。先般私は、私どもの党の者で引例するのは多少あつかましいと思ひますけれども、春日正一君に最後の面会をいたしました。そのときに彼が多年の独居拘禁の経験から訴えるところを御紹介してみたいと思ふのであります。独居拘禁になりまして冬は寒くてとてもたまらぬという。實際上人間として、その他刑務所の物理的ないろいろの構造も勘案されて、その上に加わる処遇と一体になりまして、苦痛といふものは難居服役の二倍に相当するといふことを訴えておりました。そしてその監獄法が新憲法下の行刑制度の中に大きく貫かれて改正されないといふことの結果は、警察の留置場の処遇にも反映いたしまし

て、先般の空襲警報下におきまして監獄法のそれなりに適用運営されております刑務所や拘留所におきましては、直接の被害を受けたところは別でありまされども、大体において待選、避難といふような処遇も行われたが、うやむやの中に、何の法規にも準拠することができずに、ただ取扱ひといふような形で留置処遇されておりました。これは、待選できるときに待選できず、避難できるときに避難する機会を與えられずして、非常な非人道的な、殘虐な被害を警察の留置場を受けたという事実は、私今時間がありませんからここで申し上げませんが、これは顯著なる事実であります。いろいろ申し上げたいこともお尋ねしたいこともありますが、それらの諸点についてこの際関連のある質疑をいたしまして、監獄法の改正等に関する方針を承つておきたいと思ひます。

○古樫政府委員 監獄法の改正につきましては、二、三年前からその改正すべき部分の有無等につきまして調査をいたしておりました。相当古く制定せられたものであります。非常にりつぱな法典ではありますけれども、今日においては多少修正を要する点があると思ひます。將來におきましてはある程度の改正をいたしたいと考えております。なお独居拘禁につきましての御注意があつたのでございまして、春日正一氏の場合はおそらく未決の場合であつたろうと思ふのでございします。最近の話でございしますが、刑事訴訟……

○加藤(充)委員 既決を前にしてそのことが心配だと言つていたんです。○古樫政府委員 刑事訴訟の建前から申し上げますと、未決が最もよろしいのでございしますが、その場合に寒気がきびしいといふようなことにつきましては、被服の事情その他の關係かと思はれるのでございまして、そういうふうな処遇の点につきましては、今後も一層注意をいたして行きたいと思つておるのであります。なお一般の刑の執行におきまします独居拘禁につきましては、いろいろな立場から難居あるいは独居にすることが本人のためあるいはその必要とされるのであります。その運用につきましては十分注意をいたすよう將來も努めて行きたいと思ひます。

あります。これは明らかに監獄法にも反しております。ましてや新憲法のどこに行つたつて共產主義者であるから独居拘禁しなければならぬという差別をしてもよろしいという規定はないと思つております。現実には都合があつたときにはそれ／＼所定の処罰をやつて、処遇をかえて行つたはよろしいのであつて、こういうことは断じてやめるべきであつて、やめなければならぬと私は思ふのであります。将来改正が云々の問題とは関係がございせんので、その点の決意のほどを聞いておきたいと思ひます。

○古橋政府委員 その点につきまして、実際の運営の上におきまして十分注意いたして参るつもりであります。

○田嶋(好)委員 質疑もこれをもつて終るようでございますから、私は最後に政府委員に対してお願いなり希望なりを申し上げて、そして意見を承つておきたいと思ひます。実はこの平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等

に関する法律で国民が非常に注目をして期待してある点があることを忘れてもらつては困る。結局先ほど来の政府の答弁によりまして、戦犯者は一般の犯罪者と区別して取扱ひたい、こういうふうなお気持のあることも承りました。また政府當局におきまして、当委員会におきまして戦犯問題に就かまう都度、最高責任者よりそれ／＼一日も早くこの問題の処理をするように善処したいと考えております。早く家庭に帰させてやりたいと考えておることを今まで答弁して参つておるわけであり

よつて戦犯者が特別の取扱ひを受け、今までの巢鴨刑務所の処遇よりも処遇をよくしてもらへるのじやないか、そうして一日も早く家庭に帰れるのじやないか、こういう大きな期待をかけておると思ひます。従つてこの法律制定には私はそうしたものがある法律の精神としては盛らなければならぬと思ふ。もしも盛られないので單なる既決者に対する今までの取扱ひ、監獄法の実施であつてみればこの法律制定の意味はなさぬ、むしろ監獄法をそのまま適用して参ることがいい、こういうふう

に考えておるものであります。これに對しまして政府は十分御注意を願ひたいことをここに御希望を申し上げておきます。と同時にこの趣旨に沿つてこれが執行せられることを希望申し上げておきます。なおお願いできまされば、この法律制定の中にそうした意味が多少でも盛られておるかどうか、御説明願えますれば幸ひに幸ひであります。

○清原政府委員 いわゆる戦犯者が国内法上の刑罰を犯した犯罪者としての性質を異にしておることは十分心得た上立案したのでございしますが、立案に際して周囲の事情であるいは御期待に沿ひ得ない形式のものが残つておるかも知れませんが、処遇につきましては予算その他の点におきまして可能な限り特別の扱ひをいたしたいと考えております。たとえば食糧の点につきましては、大蔵省に折衝の上十分まかない得ると思はれる程度の予算をいたたくことにいたしております。また自治委員会と申しまするか、中に入つておる人たちが自治的に各種の委員会等をつ

くつていろいろ問題を考究する、あるいはまた教育面におきまして、職業教育あるいは出所後の実生活に即応し得るよう、教養と申しまするか指導して行く、そういう点につきましてはでき得る限り心づかいをいたして行くつもりでございます。

○田嶋(好)委員 最後にもう一つ尋ねなくちやならぬことになつて来たのですが、そういたしますと現在アメリカ占領軍の手によりまして巢鴨の運営が行われてゐる。この運営というものは、われ／＼見学いたしましたところ、相當な経費と相當な処遇、というよりむしろ待遇等が見られるのであります。日本の刑務所と比べましてここに私たちむしろ感謝し、感激して見てまわらなければならぬ点が多々あつたのであります。この標準と比べて、今後日本の手に移りましてから後の標準はよくなるものでありましようか、その標準が維持されるものでありましようか。現在の立場から考えますと、日本の監獄法等を考えますと、非常に戦犯者に氣の毒な結果を生むんじやないかというようなことが懸念されるのであります。どうかこの点についてお答え願ひたい。

○清原政府委員 この問題につきましては、国際慣行その他を参照いたしまして、従来連合国側が巢鴨プリズンで処遇している程度をもつて妥当と考えておりますからして、その基準を下らないように努力いたしております。

○佐藤委員 本日はこの程度にとどめ、明後十四日午前十一時より本日議題になつた二法案についての審議を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会

巢鴨プリズン在所者調

昭和27年4月12日現在

〔参照〕

1. 在所者総人員 1007名

2. 裁判級別人員

級別	A級	B C級	計
人員	13	994	1007

3. 職業(階級)別人員表

職業	元帥	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	見習士官	准尉	曹長	軍曹	伍長	兵長	上等兵	一等兵	二等兵	民間	その他	計
人員	1	3	35	12	46	21	37	84	67	63	16	61	100	110	30	13	1	25	2	188	92	1007

(大別)

大臣級	將官	佐官	尉官級	下士官	兵	民間級その他	計
6名	51名	104名	291名	240名	41名	274名	1007名

6 刑 の 種 類 (刑名)

中 国	徒 刑 (全員)と推測される
佛 国	Penal Servitude (全員)懲役と解される
和 国	不 明 (全員)
英 国	Imprisonment
米 国	Imprisonment
	Imprisonment at hard labor
	Confinement
	Confinement at hard labor

7 刑 期 別 人 員 表

大 別	細 別	人 員
十年未満	5 年	2
	7 "	2
	8 "	5
	9 "	1
	小 計	10
〓十五年未満	10 年	25
	12 "	21
	13 "	7
	14 "	9
	14 1/2 "	1
	小 計	63
〓二十年未満	15 年	219
	16 "	9
	17 "	7
	18 "	31
	18 1/2 "	1
	19 "	2
	小 計	269
〓二十五年満	20 年	172
	21 "	8
	22 "	6
	23 "	2
	24 "	1
	小 計	189
〓三十年満	25 年	54
	27 "	2
	28 "	1
	小 計	57
〓三十五年満	30 年	47
	31 "	1
	32 "	1
	33 "	4
	小 計	53
〓四十年満	35 年	5
	36 "	1
	小 計	6
〓四十五年満	40 年	22
	小 計	22
〓五十年満	45 年	1
	46 "	1
	小 計	2
〓五十五年満	50 年	1
	終 身	335
合 計		1,007

5 年 令 別 人 員 表

大 別	細 別	人 員
三十年未満	24 年	1
	26 "	3
	27 "	3
	28 "	10
	29 "	26
	小 計	43
〓三十五年満	30 年	36
	31 "	42
	32 "	63
	33 "	71
	34 "	69
	小 計	281
〓四十年満	35 年	73
	36 "	61
	37 "	61
	38 "	50
	39 "	29
	小 計	274
〓四十五年満	40 年	25
	41 "	30
	42 "	23
	43 "	29
	44 "	22
	小 計	129
〓五十年満	45 年	22
	46 "	22
	47 "	17
	48 "	21
	49 "	23
	小 計	105
〓五十五年満	50 年	14
	51 "	14
	52 "	15
	53 "	10
	54 "	5
	小 計	58
〓六十年満	55 年	9
	56 "	8
	57 "	7
	58 "	11
	59 "	14
	小 計	49
〓六十五年満	60 年	6
	61 "	11
	62 "	13
	63 "	13
	64 "	6
	小 計	49
〓七十年満	65 年	4
	66 "	4
	67 "	1
	68 "	5
	小 計	14
〓七十五年満	70 年	1
	72 "	1
	小 計	2
〓八十年満	75 年	1
	78 "	1
	小 計	2
〓八十五年満	85 年	1
	小 計	1
合 計		1007

東鴨ブリズン裁判国（法廷）別、国籍別在所者調

昭和27年4月12日現在

裁判国（法廷）	国籍	日本人	沖縄人	台湾人	朝鮮人	合計
極 東		13				13
米 国	第 八 軍	301	2			303
	横 浜	27	1			28
	マ リ ア ナ	28				28
	太 平 洋 方 面 陸 軍	25				25
	マ ー シ ャ ル ギ ル バ ー ト	13				13
	カ ロ リ ン	3				3
	比 島 ・ 流 球	35	1			36
	西 太 平 洋 方 面	4				4
	上 海	10				10
	南 京	8				8
	軍事顧問(南京司令部)	3				3
	計	457	4			461
英 国	シ ン ガ ポ ー ル	58	1		18	77
	マ レ ー	25		1	2	28
	香 港	31				31
	北 ボ ル ネ オ	9		1		10
	ビ ル マ	9				9
	計	132	1	2	20	155
和 蘭		223	3		13	239
中 国		92	4			96
佛 国		43				43
合 計		960	12	2	33	1007

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所